

第二百十二回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

令和五年十一月十四日(火曜日)

午後二時十八分開会

委員の異動

十一月九日

辞任 窪田 哲也君

補欠選任 西田 実仁君

十一月十日

辞任 申田 誠一君

補欠選任 片山 大介君

十一月十三日

辞任 西田 実仁君

補欠選任 窪田 哲也君

十一月十四日

辞任 森屋 宏君

補欠選任 小林 一大君

衛藤 晟一君

補欠選任 生稲 晃子君

出席者は左のとおり。

委員長 大野 泰正君

理事 小野田紀美君

太田 房江君

上月 良祐君

石垣のりこ君

宮崎 勝君

委員

生稲 晃子君

磯崎 仁彦君

衛藤 晟一君

加藤 明良君

小林 一大君

古賀友一郎君

広瀬めぐみ君

山谷えり子君

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(国家公安委員

会委員長)

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣(科学技

術政策)

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣(子ども

政策、少子化対

策(若者活躍男

女共同参画)

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣(経済財

政政策)

国務大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

大臣政務官

文部科学大臣政

務官

厚生労働大臣政

務官

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

内閣官房行政改

革推進本部事務

局長

内閣府大臣官房

審議官

内閣府男女共同

参画局長

内閣府科学技

術・イノベーション

推進事務

局長

警察庁生活安全

局長

消費者庁消費者

法制総括官

子ども家庭庁長

官官房長

子ども家庭庁長

官官房総務課支

援金制度等準備

室長

子ども家庭庁成

育局長

子ども家庭庁支

援局長

総務省国際戦略

局長

外務省大臣官房

参事官

文部科学省大臣

官官房学習基盤審

議官

文部科学省大臣

官官房審議官

厚生労働省大臣

官官房審議官

厚生労働省大臣

内閣官房副長官

森屋 宏君

大臣政務官

安江 伸夫君

文部科学大臣政

務官

塩崎 彰久君

厚生労働大臣政

務官

岩波 祐子君

事務局長

常任委員会専門

員

岩波 祐子君

事務局長

常任委員会専門

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(悪質ホストクラブ問題への政府の対応に関する件)

(放課後児童クラブの支援員の処遇に関する件)

(生成AIに係る国際的なルール構築に向けた取組に関する件)

(国の基金に係る課題に関する件)

(保育士の配置基準の在り方に関する件)

(不登校対策に係る子ども家庭庁の役割に関する件)

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野泰正君) ただいまから内閣委員会を開会させていただきます。

委員の異動について御報告申し上げます。

昨日までに、申田誠一君及び森屋宏君が委員を辞任され、その補欠として片山大介君及び小林一大君が選任されました。

○委員長(大野泰正君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣の重要政策及び警察等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官竹林悟史君外十七名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大野泰正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大野泰正君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○塩村あやか君 立憲民主・社民の塩村でございます。早速質疑に入らせていただきます。

まず、杉田水脈元総務大臣政務官についてお問い合わせさせていただきます。通告の一は飛ばさせていただきます。二から問わせていただきます。

杉田水脈氏、アイヌ事業をやゆ、関係者を公金チューチューという発言があったということなんです。政務官辞任の経緯についてお問い合わせをしたいと思います。

杉田氏は、アイヌ民族や学者らでつくる市民団体、アイヌ政策検討市民会議から自身の言動に直接謝罪を求められ、こんな団体に謝罪をするぐらいなら私は政務官を辞めますと、そのように本人が伝えたというふうなネットメディアでも報じられて、御本人がおっしゃっているわけですよ。これは事実か、お伺いをいたします。

○委員長(大野泰正君) どなたに。それでは、官房長官、よろしいですか。

○国務大臣(松野博一君) お答えをいたします。先生御指摘の報道について、そのような事実は承知していません。

○塩村あやか君 どのような形で政務官を辞任されたのかというところは、私、非常にやっぱりここは明らかにするべきだと思っています。御本人が、謝罪するぐらいだったら私は政務官辞めますとおっしゃっているわけですね。これ、事実なのかどうか、これを確認していただきたいと思はれます。これ、ちゃんと確認をして私たちに報告をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、御指摘の報道について、そのような事実は承知しておりません。けれども、杉田議員は、御自身の判断で、国会審議に迷惑を掛けられないということで総務大臣政務官を辞任したものと承知しております。

○塩村あやか君 御本人がおっしゃっていることですよ。ちゃんとやっぱり私は本当にその当時のことを教えていただきたいというふうな思っています。政府の一員だったときの辞任の理由はちゃんと明らかに本當にしていた方がいいというふうに思っています。

確かに、そのようなことが理由であれば、政府に迷惑は掛けるんだらうというふうな思っています。これ、本當に適材適所の、本當、適材適所だったのか私は本當に疑問に思っておりますし、もうちょっと怒りを覚えております。このようなことがもう二度となないようにお願いをしておきたいというふうな思っております。

官房長官、こつちまで結構でございます。委員長、お願いいたします。

○委員長(大野泰正君) 松野官房長官、ここで御退席いただいで結構でございます。

○塩村あやか君 資料の二を御覧ください。

私、この夏にフィリピンのダバオの日系人の慰霊祭に参加してまいりました。国会議員としては初の参加だったということで、大変な歓待を受けました。そして、その中で、日本軍、当時海軍の駐屯地があったフィリピン・ルソン島のインファンタに慰霊に行つてまいりました。これ、とても小さな町なんですけれども、海辺のアイ・シャル・リターンで有名なコレヒドールや、マニラ決戦から逃れてきた多くの部隊がその周囲で自活をして、大多数が全滅をしたという地としても知られております。

にもかかわらず、戦後これまで二百柱程度の収集となつておりまして、遺骨が、戦後しばらくはゲリラなどの問題があったにせよ、大多数の御遺

骨はまだインファンタの地で眠つたままになっております。私の家族もそこに眠つているということになります。

写真の星印の、資料の星印の写真を御覧ください。一番左でサムアップをしているのは現地の市長さんですね。夏の慰霊のときに、九十歳になる日本軍に家を接収された女性とこの市長より、まさにこの場所に日本軍の遺骨が眠つていてと教えていただいた場所になるんですね。目印に樹木が植えてありまして、その樹木の名前も聞いてまいりましたけれども、ちよつと名前は難しく忘れてしまつたんですけども。

これ、確度の高い情報だと私は思っております。早急に遺骨の収集、検討行ふべきではないかと思ひますが、お伺いをいたします。

○政府参考人(泉潤一君) フィリピン共和国での我が国の戦没者の遺骨収集は、平成三十年にフィリピン政府と取り交わした協力覚書に基づき実施しております。毎年、翌年度の遺骨収集事業の計画案をフィリピン政府に示した上で、具体的な調査地域、調査時期等について両国間で協議を行い、合意された内容に従い事業を実施しております。

議員御指摘のケソン州インファンタにつきましては、厚生労働省でも別の御遺骨に関する情報を得ているところでございます。今後、来年度の計画案について、議員から提供いただいた情報も踏まえ、フィリピン政府と協議を行う中で、同地での現地調査を実施できるよう調整を進めてまいりたいと思ひしております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。現地の市長さんも非常に協力的でございますので、進めていただきたいと思ひしております。ありがとうございます。

続いてなんですけれども、フィリピン残留日本人二世の問題について取り上げたいと思ひしております。

資料の二の左と三を御覧ください。

フィリピン残留日本人二世の問題、御存じだと

思ひますけれども、これ、太平洋戦争の少し前にフィリピンに移住をした日本人の男性と現地フィリピンの女性との間に生まれた子供のこと、戦争により父親が現地日本軍に徴用されたこと、そして様々な紛争に巻き込まれて亡くなつてしまつて、そして父を失つた子供たちのことです。

当時は日本もフィリピンも父系血統主義だったため、反日感情がすごかつた戦後フィリピンの社会で日本人の子供であるということ隠して生きてきたために無国籍になつていくケースが非常に多いんです。直近の調査では、これまで確認されていた四千人近い残留二世のうち、死亡や生死不明になつている人たちは二千二百三十七人、就籍がなくなつた方を除くと、もう生存者は百五十一人になつてしまいました。

資料三、御覧ください。

そんな中、証明が難しいと考えられていた二人の二世の身元が判明しつづつあります。その二人がクラウドファンディングで来月に来日しまして、親族捜しを行うことになりました。戦争で父を失い、貧しい環境で育ち、日本人ではなく無国籍となつて二人、その二人の日本の到着、日本到着、福岡空港になるんですけども、これを是非政府三役でお迎えしていただきたいと思ひしております。

○政府参考人(岡野結城子君) お答えいたします。外務省としましては、フィリピン残留日系人の問題への対応を重視しておりまして、残留日系人の方々の実態の把握、希望する方々の一日も早い国籍回復を始めとする支援を進めているところでございます。

御質問のあつたこの二人の方の出迎えにつきましては、今後何が出来るか検討してまいりたいと思ひしております。

○塩村あやか君 今後何が出来るか検討してまいりたいというところで、この政策、重視をしていただいているというところでございますので、是非三

思ひますけれども、これ、太平洋戦争の少し前にフィリピンに移住をした日本人の男性と現地フィリピンの女性との間に生まれた子供のこと、戦争により父親が現地日本軍に徴用されたこと、そして様々な紛争に巻き込まれて亡くなつてしまつて、そして父を失つた子供たちのことです。

当時は日本もフィリピンも父系血統主義だったため、反日感情がすごかつた戦後フィリピンの社会で日本人の子供であるということ隠して生きてきたために無国籍になつていくケースが非常に多いんです。直近の調査では、これまで確認されていた四千人近い残留二世のうち、死亡や生死不明になつている人たちは二千二百三十七人、就籍がなくなつた方を除くと、もう生存者は百五十一人になつてしまいました。

資料三、御覧ください。

そんな中、証明が難しいと考えられていた二人の二世の身元が判明しつづつあります。その二人がクラウドファンディングで来月に来日しまして、親族捜しを行うことになりました。戦争で父を失い、貧しい環境で育ち、日本人ではなく無国籍となつて二人、その二人の日本の到着、日本到着、福岡空港になるんですけども、これを是非政府三役でお迎えしていただきたいと思ひしております。

○政府参考人(岡野結城子君) お答えいたします。外務省としましては、フィリピン残留日系人の問題への対応を重視しておりまして、残留日系人の方々の実態の把握、希望する方々の一日も早い国籍回復を始めとする支援を進めているところでございます。

御質問のあつたこの二人の方の出迎えにつきましては、今後何が出来るか検討してまいりたいと思ひしております。

○塩村あやか君 今後何が出来るか検討してまいりたいというところで、この政策、重視をしていただいているというところでございますので、是非三

役のどなたかに迎えていただきたいというふうに思っています。出迎えが私だけであるというのは非常に寂しいと思いますから、是非出迎えていただきたい。強く要望しておきます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、悪質ホストクラブの問題についてお伺いをいたします。

前回、この問題を取り上げたときの反響は物すごく大きくて、被害者の家族や知人、友人、そしてその方々から非常に大きな感謝の言葉がありました。連絡が届きました。しっかりと政府が動いてくださるといふ、そういう答弁がありましたので、希望が見えたという形で、大きな光が届いたという形で私のところにも連絡がありました。本当にありがとうございます。

そしてさらに、被害状況もまた多く、たくさん届くようになってしまったんですね。私も歌舞伎町などに足を運んで、被害の実態など、現実を見てきております。今回、被害者の皆さんから届いた、御家族ですね、御家族の皆さんから届いたメールを紹介したかったんですけども、資料配付が今回できないということで抜かれてしまっているんですね。ですので、少し読み上げさせていただきますというふうに思っております。

親御さんからの連絡が一番多いですね。というのも、本人は被害に気付いていないというか、まだまだ洗脳状態というか、色恋沙汰のところに取り込まれてしまっているところが抜け出せないことで、親御さんからの連絡が非常に多いということもまず伝えておきたいというふうに思っています。

娘は現在二十何歳、これ二十代前半なんですけれども、十九歳からホストクラブ通いをきっかけに地元を出て東京で暮らし始めました。これ、地方の名前がしっかり書いてあるんですけども、ここは特定されないようにしたいと思っております。直接娘からホストクラブ通いを聞いたわけではなく、突然東京に行くといつたので、部屋を探したときにホストクラブの伝票を見付けて

知った次第ですと、娘の友達に協力してもらいながら僅かな状況把握をしているということですが、何であのホストクラブの料金体系に法律で規制が掛けられないのか、収入のない子や、普通の子の1か月の収入以上の額を、一回の中身の少ない額でもない額の会計で、支払や掛け払いを何で規制できないのか、是非助けてくださいという声です。

本人が悪い、親が悪い、世間でそう言われることが多いというのは分かっていますし、それはまた別問題として向き合うことだと考えています、けれど、このホストの料金体系が許されている社会はおかしいです、この料金体系が異常なことが異常でなかったら、ホスト通いに一瞬はまったとしても、まだ今より救われたり人生のやり直しが楽だったりする女性が増えると思います、どうしたらと、暗闇だった思いというところで国会で取り上げられたということ、御連絡がありました。

そして、別のお母様からです。恥ずかしながら、私の大学生の娘、二十歳もホストにはまり、風俗で働いています、担当ホストに色恋でからめ捕られています、全て私知っていますことは娘は知りませんが、知ってしまうと帰ってこなくなるというふうなことがその後書いてあるんですね。だから、怖くて親として聞けない状況なんだということになっていきます。

ホストクラブの、ホストのやり口が憎くてたまりません、もちろんそんな世界に見入ってしまった娘の責任があることも分かっています、私も、親として失敗したのでは、何が駄目だったのかと日々自分を責めています。

東京だけではなく、全国いろんな地域の中の一つの地域が書いてあります。いろんな地域から相談が来ています。仙台、北海道、大阪、京都などなどです。これ、条例では対応できないと私も思うんですね、もはや、

どうか全国的なホストクラブの取締りに御尽力をください、まさにカルト宗教のようなホストの

やり口、マインドコントロールに親はなすべもなく、ただただ苦しい思いを抱え、娘を信じ、見守るしかありません、国会議員の方が法整備をしてくださり、国が取り締まってくださるしかないのかと思いますという事です。

これは資料配付はしていないんですけども、ほかの資料もありましたので持ってきました。中絶をさせられたという方の親御さんからお手紙です。

そうした中絶後ですのでキャバクラを休む、キャバクラ勤務をさせられているということなんですけれども、体調が優れずキャバクラを休むと、ほかのたくさんお金を使ってくれる女の子が頑張っているのにおまえは頑張っていないと言ったんです。先月、ランキングを後輩に抜かれたのはおまえが働けなかつたからだ。つわりや手術でそれどころではなかつたのに、このような状況になるといふことなんですね。

娘に対し、メンタルが弱いから売春まではしないでいいと言いが、ほかの女の子が売春をして、頑張っている自分を支えてくれるという話を会話でちらつかせるそうなんです。手術後、精神的にも身体的にもまだ回復していないのに、そんな中、働きに出たのに、体調が悪くて休むと怒ると、そして、ほかの女性はこんなに頑張っているんだということを突き付けられると、そういう状況なんですね。

何か奴隷みたいだねというふうになんかちよつと気付いて言ったんだそうです。そうしたら、俺といれるんだから奴隷だったとしても幸せなんじゃないかというふうな言われたということなんです。今までのお客は自ら風俗に行ってくれたのになんかちよつと出ない状況ですね。

そのほかの女の子ですね、三百万使っていた女の子が結婚してとかいう話もちろつかせていると。その子にはもう会えないみたいなのを言っているそうなんです、そのホストは。そして、今は会えないけれども、結婚の挨拶は行くからと

いうふうに言ってくれているというふうにお母さんに伝えていっていることなんです。相変わらず結婚をほめかせているので、変わらないということなんです。私は、少しこの娘さん気持ち始めているんじゃないかなというふうに思うんですけども、こうした手口が使われているということが現実になってしまっているというふうに思います。

これ、私、非常に深刻だというふうにおもうんですね。今の話聞いてみて、両大臣の感想をお伺いしたいと思っています。

まず、国家公安委員長、よろしくお願いたします。

○国務大臣(松村祥史君) お答えを申し上げます。

私も子を持つ親の一人でありまして、お子様を思う親御様の悲痛なお気持ち、真摯に拝聴させていただきました。

その上で、警察におきましては、本年四月に、ホストクラブ従業員が売掛金を回収するために女性客に売春の客待ちをさせたとして、同ホストクラブ従業員を男を検挙するなどの取組を行ってきたところでもございます。

こうした違法行為に対する捜査を始めといたします風営法の遵守の徹底や効果的な広報啓発、注意喚起など、様々な対策を更にしっかりと講じていくよう警察を指導してまいりたいと考えております。

○国務大臣(加藤鮎子君) 御指摘の悪質ホストクラブ商法の問題につきましては、委員御指摘のとおり、特に若い女性の恋愛感情等を利用して、多額の売掛金を背負わされる事案が生じていると認識しております。

こうした事案は、多額の売掛金を返済するため、にそうした若い女性が売春等をさせられるなどのケースがあるなど、女性に対する性的サービスの強要等の犯罪となる行為も含む問題につながっており、大変深刻な問題だと受け止めております。本日の先ほどの委員からの御指摘の中には、実

際に被害に遭った当事者やその御家族、御友人などからのメッセージ等を御紹介をいただき、その悲痛なお訴えや助けを求める切実なお声に、改めて、この問題が当事者だけでは解決し難い深刻な問題であるということを感じたところであります。

関係省庁の連携した対応が必要になりますが、男女共同参画の推進を担当する立場からも、困難な状況にある女性たちが相談しやすく、支援につながる事ができる環境の整備などに努めてまいりたいと考えております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

悪質ホストクラブの商法とほかのものと、やっぱりちよつと違うと思うんですね。だから、ここまで被害が拡大しているというふうに思うんですね。

ホストクラブの売り掛けは、実質的な借金であるにもかかわらず、まず貸金業法の総量規制が該当しないんですね。そして、社会経験の少ない十八歳とか二十歳前半の支払能力のない若い女性が短期に数百万円や一千万円を超える売掛金を背負うということにあります。そして、色恋、友営、本営、鎖を掛ける、地雷を置くという、女性をマインドコントロールに掛けるような手法まで用いてそういう交渉をやっていることなんです。よね。結果的に、多額の売掛金の返済のために売春や風俗勤務を教唆されるということがあるということなんです。つまり、売掛金の与信が若い女性の体というところにあると指摘されているんですね。

国家公安委員長の認識、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(松村祥史君) お答えを申し上げます。

ホストクラブで背負った借金の返済のために女性が売春などの事例があることを踏まえますと、このようなおおよそ返済困難な売り掛けをさせることは常識的に考えて問題ではないかと、先般もお答えしたとおり、考えております。

いずれにいたしましても、風営法の遵守を徹底させるとともに、刑罰法令に触れる行為があれば厳正に取り締まる必要があると考えております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

厳正に取り締まっていたいただきたいというところはもちろんなんですけれども、これ、ほかにもちよつと特殊な構造がありまして、ホストが肩代わりしているんですね。お店が売り掛けているんじゃないんです。ホストが肩代わりしているんです。お店に借金があるわけではなくて、売り掛けあるわけじゃなくて、ホストにあるという形になっていて、またお店側に返さなきゃいけないというか返済をしないといけないという形になっているので、ちよつと違う構造があるわけなんです。

なおかつ、これ、若い男性です、ホストもね。お金と女が付いてくるというところを、これをまた指摘されているんです。こうした構造をしつかりと認識していただきたいというふうに思います。私も昨日いろんな方からお話を聞いて、ああ、確かにそうだねというふうに思いましたので、いろいろと実態調査していただきたいというふうに思っています。

これ、結局何をやるのかということが重要だというふうに思うんです。少し通告飛ばせていたんだけどですけれども、八番なんです、被害を撲滅するために、じゃ、何をやるんだということになってきます。

国家公安委員長は、風営法をしつかりと適用すると、そして警察を指導するというふうに言っていたいただきました。それ、しつかりとやっていただきたい。

じゃ、ほかには何ができるかなど。売り掛け問題は風営法で解決できるものではないというふうにも多々届いているところなんです。何とかしていただきたいというお父さん、お母さんの声や、被害に遭った女性の声も聞いてきましたし、皆様にお伝えも

させていただきました。団体からも要望が出ています。

そこで、加藤大臣にお伺いをいたします。

今お伝えしたように、様々な法律あるんですね。あるんだけど、これが今回、適用できないものが多いということで、貸金業法も適用できないですよ、そこからお金借りるわけではないんです。そして、法人のように不当寄附防止法みたいなものもないですから、歯止めを掛けるものが全くないという状況になっています。

悪質なホスト商法、この問題ほとんど急拡大しているというか、コロナ後から一気に増えているというんですね。このロジックも聞かせていただきました。これは、コロナ後に店舗が空いているところに、そこにホストクラブが入っていて、コロナでネットを駆逐するようになっていて、そこで出会いも増えていて、じゃ、まずは近くの喫茶店から会わないというところから始まり、そしてどんどんとお店に呼んでいくということも、昨日、被害者のお父さん、お母さんや支援する団体の方から聞いて、いろいろな事例を見させていただいたところなんです。本当にひどい状況なんです。

様々なことを講じてもやっぱり救えない、そうした構図が見えてくるんですけれども、これ、加藤大臣は現行法だけで対応ができることをお考えか、それをちよつと聞かせていただきたいと思っております。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。

悪質なホストクラブにおける御指摘の問題については、先般、国家公安委員長より御答弁のあった風営法のほか、消費契約法、売春防止法、職業安定法により、違反となり得る行為を含むものと承知しております。

現在の深刻な状況に鑑み、まずは、関係法令の規定の周知やその遵守を徹底するための指導、取締りに力を入れることが肝要であると考えております。その上で、御指摘の問題につきましては、個々の状況が様々であり、関係法令の適用につい

ても個々の事案に応じたものとなる承知しております。

そのため、そもそも若い女性が恋愛感情を利用して、多額の売掛金の返済のために売春等をさせられるという状況に至らないよう、予防の観点から、こうした問題がある状況等について広報啓発を図ってまいります。

○塩村あやか君 答えていただいているんですね。現行法で対応できるかというふうに私は聞かせていただいています。

できないんじゃないですか、大臣。

○国務大臣(加藤鮎子君) 御指摘の問題につきましては、個々の状況が様々でありまして、関係法令の適用につきましてもそれぞれ個々の事案に応じたものになると承知をいたしております。

先ほど申し上げた予防のための広報啓発に加えまして申し上げれば、被害に遭う背景として、貧困や虐待などにより若い女性たちが生活に困窮したり居場所を失ってしまうなどのケースもあるものと認識をいたしております。このため、関係法令による規制や警察による取締り等の対応に限らず、関係省庁がそれぞれの観点から若い世代へ総合的な支援に取り組むことが本問題の対応に資するものと考えております。

○塩村あやか君 それじゃ守れないと思えますよ。女性を担当する大臣ですから、もうちよつとしつかりしていただきたいと思えます。本当にこれで守れるんですか。もつと実態を知っていたいただきたいと思っております。

ホストの研修、お伝えしました。そして、青伝のこともお伝えいたしました。少し調べればいろんなことが分かんると思えます。ほかのホストクラブに行かせないようにするために身分証を預かるということも珍しくないということなんです。それを利用するんですよ。

借金、債務があるとして裁判を起こすホストもいます。これは昨日、支援団体から聞いたところなんです。そして、おうちに特別送達を送られてくる。女の子、怖くて開けられないからどうなる

か。弁護士だったら分かりますよね。負けるんですよ。債務がそこでできちゃうんです、借金が法的に。こうした問題があるというのをしっかりと知っていただきたいまして、ちゃんと対応していただきたいと思います。

残りが一分になりました。どのような対応をさせていただけるのか、加藤大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。立場の弱い若い女性たちが他に選択肢のない状況に立たされ、性的に搾取されるようなことはあってはならないことであり、警察による取締り等に加え、困難に直面する女性たちが相談し、必要な支援につながるができる環境を整備することも重要なことと認識をしております。

このような認識の下、内閣府としても、関係機関が当事者の方々から相談を受けたときに適切な対応を取ることができるよう、まずは警察庁、消費者庁、厚生労働省等の関係省庁等との間において必要な情報共有を図っていくことが必要と考えております。

加えて、当事者の方々が被害に係る認識を持っていない場合もあることについても留意が必要であり、こうした点も踏まえ、この問題に関して、当事者以外の方々も含め、広く認識をしていただくための広報啓発にも関係省庁と連携をして取り組んでまいります。

○委員長(大野泰正君) 時間が来ております。

○塩村あやか君 はい。

質疑終わりますけれども、しっかりと実態を把握して対応していただきたいと申し上げて、終わります。

○鬼木誠君 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。

私からは、大臣所信でも触れられました保育の質の確保、それから放課後児童クラブの受皿の整備という点について、とりわけ放課後児童クラブの受皿整備というところに力点を置いてお尋ねを

したいというふうに思います。まずは、保育の質の確保についてでございます。

今年の六月に発表されたこども未来戦略方針において七十五年ぶりの配置基準改善がうたわれ、一歳児は六対一から五対一、四、五歳児は三十対一から二十五対一へ改善するというふうに言われています。

保育の質の向上のためには、これまでのような加算、加配のような対症的な措置ではなくて、配置基準をしっかりと見直していくことが抜本的な改善につながるべく、そういう意味では、今回の見直しは遅過ぎるし、これでも十分ではないと思っております。ただ、十分ではないにせよ、まずは打ち出したこの配置基準の改善についてしっかりと実施をしていただきたい。

所信表明においては、年末に向けて、保育の質の確保等の各種施策の制度設計の具体化に取り組むというふうな言及をされています。この保育の質の確保の具体化というのは配置基準の改善というふうな、そのことと捉えていいのかどうか、まずそのことをお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。

保育の質の確保とは、こども未来戦略方針でもお示しているのとおり、主として配置基準の改善及び民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を念頭に置いております。

配置基準の改善につきましては、こども未来戦略方針において、公的価格の改善について費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ取組を進める、また、一歳児及び四、五歳児の職員配置基準について、委員御指摘のとおり、一歳児は六対一から五対一、四、五歳児は三十対一から二十五対一へと改善することを盛り込んでおります。その具体化については、今後の予算編成の中で検討をしております。

また、民間給与動向等を踏まえた処遇改善の方につきましても、こども未来戦略方針において検

討することとされており、今般の令和五年人事院勧告を踏まえ、更なる処遇改善の対応を行っていくこととしております。

○鬼木誠君 未来戦略方針の加速化プランでは、今後三年間の集中取組期間においてできる限り前倒しをして実施をするというふうな言及がされている。所信でも年末に向けて具体化をするというふうにおっしゃっている。

現在、年末に向けてということですから、まさに具体化に向けた検討のさなかとこのように思いますけれども、この配置基準の見直しの実施、これについては、いつまでに行う、どのように今お考えになっているのか、お聞かせをください。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、こども未来戦略方針におきましては、先ほども申し上げたとおり、公的価格の改善について費用の使途の見える化を含め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策の関係性を整理し取組を進めること、また、御指摘のとおり、一歳児及び四、五歳児の職員配置基準について、一歳児は六対一から五対一、四、五歳児は三十対一から二十五対一へと改善する、そのことを盛り込んでいくわけでありまして、これについて、その具体化については今後の予算編成の中で取り組んでまいりたいと、取り組んでまいります。

○鬼木誠君 先ほども言いましたように、これ七十五年ぶりの改定になるんですね。現場は強くこの配置基準の改定というものをこの間求めてきたと、やっとそのことが前に進むかもしれないという状況になってきた、ひとときの余裕もなく、少しでも早くこのことを進めていただきたいというのが現場の切なる思いであるということを重ねてお伝えをしておきたいというふうに思っております。

さらには、こども誰でも通園制度というものも来年度から本格実施を見据えというふうな言及がされている。既に、この制度については、その制度の不備あるいは不十分さを指摘をする声が上がっている。

何より、現状の保育士の数では到底制度実施は無理だというふうにおっしゃる現場の方がたくさんいらっしゃる。少なくとも、この制度を新たに運用していくためには、まずは配置基準の見直しを行う、保育人材の確保を進める、体制の整備を行う、これが先だと。そして、その体制の整備を行った上で、安定的に運用していくこの誰でも通園制度について、より詳細な、そして具体的な検討を行うべきだ、その現場の思いというのをしっかりと受け止めていただきたい。さらに、強い決意を持って、前倒しをしてでも配置基準を行う、そのようなことを強く求めておきたいというふうに思います。回答は要りません。

次に、放課後児童クラブについては、二〇一九年に策定された新・放課後子ども総合プランにおいて、待機児童の解消を目指す、二〇二二年度までにプラス三十万人分の受皿整備を図ることことが目標として示されています。

二二年度、今年度末がこのプラン、目標の最終年度になると思いますが、その進捗状況、今どうなっているのか、お答えをいただきたいというふうに思っています。さらに、その現状をどう受け止めていらっしゃるのか、そしてその原因や要因をどう分析なさっているのか、その点についてもお願いいたします。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

新・放課後子ども総合プランにつきましては、今委員からの御紹介もいただきましたように、放課後児童クラブについて、今年度末までに約三十万人分の受皿を整備をし、百五十二万人分とすることを目標としております。

令和五年五月一日時点での速報値でございますけれども、利用している児童数が約百四十五万人、昨年に比べ五万三千人増加をしているものの、今年度末までに目標である百五十二万人分の整備目標を達成することは厳しい状況にあると認識をしております。

この目標達成が困難となった原因についてでございますけれども、私ども、自治体にも聴取をしたりしてございます。例えば、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして利用を控える御家庭があつて、今後の利用の予測が立てづらくなり、施設整備を見送つたといったケースですとか、あるいは、放課後児童クラブの整備をしたことによつて利用できる児童数が増える一方で、そのことが更なる利用希望を喚起をし、利用の申込みが増加をし、結果として待機児童が発生をする、あるいは、更なる整備が必要となつてきているという自治体もあるのですが、急に受皿整備をすることに限界があつたなど、こういった意見をいただいているところでございます。

自治体における受皿整備を加速化し、こども未来戦略方針でも掲げられている百五十二万人分の受皿の早期の整備、これを目標として、引き続き自治体への働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○鬼木誠君 お答えにありました昨年厚生労働省が実施した調査結果を見ると、待機児童の方が大体一万五千人程度というふうに記されています。多くの方がこの放課後児童クラブの利用を望みながら、その活用、利活用ができていないという状況だと。

原因については、種々お話があつたわけですが、やっぱり担い手の確保、支援員の皆さんをどう確保していくのか、そして育成をして定着をしていくのかと、この課題がずうっとあると思つておられます。現場の方とお話をすると、圧倒的に人が足りていない、どの職場でも、どの児童クラブに行つてもそのことをおっしゃいます。人が足りていない。

放課後児童クラブの確保、育成、定着に向けた施策について強力に進める必要があるというふうにも思つておられます。今年六月に示されたこども未来戦略方針においては、放課後児童クラブの安定的な運営に向けては常勤職員配置の改善が必要というふうに記載をされている。まさに重要な

な点だと思つています。

現在の放課後児童クラブの支援員は非正規の方が多いというふうに出ております。自治体ごとの数字もこの調査結果には出ておりますけれども、常勤職員によらない、つまり常勤職員以外などが九割を超える自治体もある、そのほとんどが非常勤の方、常勤ではない方で運営されているクラブもある、そのような実態も明らかになっている。調査はいろいろあるし、統計もいろいろあるんですけども、やっぱり雇用が不安定、賃金が極めて低いというのが共通をしている。

平均年収を比べた統計もございませう。これも様々あるんですけども、全産業と比較をして二百万円以上低いという指摘、あるいは類似の保育士さんと指摘をしても百万円低いというような指摘がされている統計もある。

このような状況では、このような処遇では、やっぱり支援員の皆さんが、ああ、あそこで働きたい、あるいはここで働き続けたいというふうになつてないと思つておられます。育成をしていく、定着を進むはずがない現状について、やっぱりしっかりと受け止めていただきたい。非正規ではなくて、常勤職員として安定的な雇用、任用の下で働き続けることができる処遇に高めていく、そのことが必要だということに思つておられます。

申しましたように、記載をされている常勤職員配置の改善ということについて、そのような問題意識も含めてお考えになつた上で記載なのか、改善するというのは何をどう改善するということにお考えになつておられるのか、その点を是非お聞かせをいただきたいと思つています。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。放課後児童クラブの運営指針におきましては、放課後児童支援員の雇用に当たつては長期的に安定した形態とすることが求められるとしておりまして、各自治体で適切な配置がなされていると承知をしております。これに対応すべく、処遇改善や人事院勧告等の反映による運営費の増額を順次

行つておられるところでございます。

本年六月に決定をされましたこども未来戦略方針におきましては、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善を図ることを盛り込んだところでございます。この実現によりまして、職員確保や定着、育成に効果があるものと考えております。

この具体的な内容につきましては、予算編成過程の中で検討していくこととしておりますけれども、例えば、現行の基準では、一つの支援の単位、約四十人のお子さんの単位でございませうけれども、四十人当たり二名の放課後児童支援員を配置するということになつてございます。この支援員につきまして、安定的、継続的な関わりが重要であるという観点から、常勤職員二人を配置できるようにする補助の拡充を検討しているところでございます。

○鬼木誠君 自治体において適切な配置、判断の中で配置をされているということ。ただ、先ほど言つたように、自治体によつては九割が非正規の方、非常勤の方というところもある。やっぱりばらばらですね。

国として、この支援事業を、あるいはこの放課後児童クラブというものを、社会にとつて必要な施設なんだということを国民の皆さんとともに共有をした上で、その施設の強化を、そして安定的な運用をどう図つていくのかということについて、実態を踏まえて、やっぱりもっともつと、足りていない実態があるとしたらしっかりと助言をしていくべきであるとか、あるいは予算を確保していくべきであるとかいうことも含めて行つていく必要があると思つておられます。

僕は、この放課後児童クラブがなぜこれまで常勤職員ではなく非常勤、非正規を中心として運営をされてきたのかと、そのことについて、やっぱり放課後児童クラブという場所の必要性や重要性というものが、今言いましたように、国民の皆さんのところでもっと共有されてなかつたんじゃないかと、そして、運営、設置の主体たる自治体

のところでもその理解というものがあやふやになつていたんじゃないかというふうにも思つておられます。

放課後児童クラブというのは、家に帰れない子、放課後直ちに家に帰れない子に遊ぶ場所を提供する、そんな場所じゃないですよ。もっともつと重要な役割を担つている。事実、放課後子ども総合プランの通知文、国が発した通知文の中でも、支援員に対しては、学校関係者と迅速な情報の交換や情報の共有、あるいは保護者との日常的、定期的な対話等を通じた児童の成長の共有、そして保護者の悩みや不安に対する支援、保護者の支援まで支援員の皆さんの任務や役割として位置付けられている。さらには、特別な配慮を必要とする児童への対応として、虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童等についても明記をされている。家庭と学校をつなぐ重要な役割がこの放課後児童クラブには位置付けられている。そして、支援員にはまさにその専門職としての役割が求められているというふうにも思つておられます。

ただ、申し上げましたように、そのことが正しく社会的に理解をされ、運営の在り方について必要十分な措置がこの間なされてきたのかという点については、現状を見ると必ずしもそうは言えないというふうには思つておられます。

改めて、国としてしっかりと強い方針を打ち出しをしていただきたい、社会的な共有を高めていくための御努力をいただきたい。自治体として、先ほど言つたように、認識の不足があるとしたら、その不足分をしつかり助言をしていきながら、体制整備に向けて自治体が責任を持つて行うような、財源の確保も含めた国としての更なる努力を求めたいと思つておられます。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。放課後児童クラブは、るる委員からただいま御紹介いただきました、児童福祉法上、放課後に適

切な遊び、生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業とされており、就労家庭の子供の育ちに重要な役割を果たしているというふうな認識をしております。

こうした中で、支援に当たる職員の高齢化、大変重要でございます。放課後児童支援員の認定要件の設定、あるいは研修ガイドラインの策定、研修実施に必要な費用の補助、こういった取組を行うとともに、支援員の処遇改善事業も実施する中で、専門性を有する支援員の確保に努めてまいります。

また、本年六月に閣議決定をされたことも未来戦略方針では、先ほど御答弁申し上げましたように、常勤職員配置の改善が盛り込まれているところでございます。

こうした取組を通じまして、専門性を有する支援員の確保や配置が進むように、自治体とも連携しながら引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○鬼木誠君 支援員の皆さんとお話をしたときに印象に残る言葉として、私たちはお子さんの命と未来を預かっています、将来を預かっていますというふうにおっしゃった。それぐらい強い問題意識と責任感を持って支援員の皆さん御奮闘いただいているんです。それでもやっぱりここで働き続けることができないというふうな一方でおっしゃる。それは処遇がやっぱり低いからなんです。

具体的な処遇についてお尋ねをします。現在の支援員の皆さんの負担、疲弊の高まりについては、国としても政府としても十分に御認識をいただいているというふうな思いです、この方々たちをしっかりと育成をして定着化をしていくことが喫緊の課題であるということ、その認識について共有できるものというふうな思っています。

この間、国として、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業あるいは放課後児童支援員等処遇改善事業、これらを行っていただいできています。月額九千円の処遇改善というふうな打ち出

しもされてまいりました。これらの事業についての申請の状況、そしてその効果について今どのように捉えていらっしゃるか、お聞かせをください。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

処遇改善のための事業として二つございます。まず第一が、勤続年数や研修実績に応じた処遇改善を行う放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、それからもう一点が、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を三〇程度、月額九千円程度引き上げるための処遇改善事業、この二つを実施しているところでございます。

この事業の令和四年度における申請状況につきましては、前者のキャリアアップの処遇改善事業の方が、申請があった市区町村数が四百七十五、全体の二九・二％。全体と申し上げるのは、放課後児童クラブを実施している市町村数に占める割合でございます。それから、もう一点の三〇程度の処遇改善事業の申請の方につきましては、申請があった市区町村数が千四百四十五、全体の七〇・四％というふうになってございます。

その効果でございますけれども、令和四年度に放課後児童クラブの運営状況と職員の処遇に関する調査を実施いたしました。この結果によりまして、令和三年度の放課後児童支援員の賃金額について、これは令和元年度から継続して勤務しておられる月給支払の常勤の方で見るとという条件ではありますけれども、まずキャリアアップの処遇改善事業の方で見ますと、年間約三十万円給与が上昇しており、そのうち二十万四千円程度がこの事業によるものであったということ。それから、もう一方の三〇程度の処遇改善事業を使用した場合には、これは、済みません、実際の事業が令和四年二月からの実施で二か月分という効果であるので少し限定的な数字になるんですが、年間約二十七万円の給与の上昇に対して、この事業による賃金改善が二万一千円程度であったというこ

とが推察できるところでございまして、一定程度の効果があったものと考えております。引き続き、放課後児童クラブの職員の処遇改善を進めるべく、あらゆる機会を通じて補助事業の活用について自治体に促していききたいというふうな考えております。

○鬼木誠君 時間が参りましたので、最後、大臣の決意をお伺いしたいと思っておりますけれども、もう控えます。

ただ、先ほどとお話をしておりますように、放課後児童クラブ、本当に大変な状況です。是非、プランに掲げた目標の達成に向けて、職員の処遇改善、喫緊の課題であるという御認識を持って、大臣としても決意を持って取組を進めていただくことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。私、内閣委員会になって今日が初めての質問です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、少子化対策について聞きたいと思っております。政府が導入する財源確保策、支援金制度の設計について、先週、こども家庭庁が有識者から成る懇話会で初めてその中身を一部披露したんですね。その中身というのは、公的医療保険の保険料を上乗せして徴収する形、これを初めて示したんですが、これまでは社会保険を活用するという言い方だったのが、今回、公的医療保険ということをお初めに表に出したんですけれども、これを、公的医療保険を使う、これはどのような考えからかのように至ったのか、教えていただけますか。

○国務大臣(加藤貞子君) お答え申し上げます。まず、加速化プランの財源確保に当たっては、賃上げと歳出改革によって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することとしているところであります。また、加速化プランの実施により、急速な少子

化、人口減少に歯止めを掛けることは、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に重要な受益になるものと考えております。

医療保険者に被保険者からの支援金の徴収及び国への納付をお願いすることについては、十一月九日に開催した支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会におきまして、六月のこども未来戦略方針で、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課徴収ルートを活用するとされておりました。また、十月のこども未来戦略会議における御意見等も踏まえ、論点としてお示しをしたところであります。

支援金制度の具体的な設計を現時点で決定したものではありませんが、懇話会での御意見も踏まえ、引き続き年末に向けて検討をしてまいります。

○片山大介君 いや、もっと簡単に聞きたいんです、大臣。

何で、その公的医療保険、これを打ち出したのか、そこだけ簡単に教えていただければと思うんですが。

○政府参考人(熊木正人君) お答え申し上げます。

今大臣から御答弁あったとおりでございます。加速化プランの実施によって急速な少子化、人口減少に歯止めを掛けることは、医療保険制度を含む社会保険制度の持続可能性を高め、その存立基盤に重要な受益があるということ。それから、戦略方針、こども未来戦略方針、六月におきまして、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課徴収ルートを活用するとされておりました。加えまして、こども未来戦略会議、十月にありました御意見では、賦課対象者の広さという観点からは、給付と負担の関係が明確になるよう一つの制度を検討するのであれば医療保険制度を活用することが考えられると。医療保険制度につきましては、加

入者皆さんが参加してございます。年金ですとか介護保険というのは年齢によって加入してございませんで、そういう意味で医療保険制度という意見がございました。

こうした意見を踏まえまして、論点の一つとしてお示ししたところでございます。

○片山大介君 要は、それが聞き取っただけなんです。社会保険の中でも、その公的医療保険は幅広いですね。現役世代から高齢者まで幅広い。だから、その上乗せという一つの手段として一番いいという判断なんだというふうなことを言っていたら良かったと思います。

それで、結局、それで公的医療保険がその支援金制度の対象となると、今後、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険者が負担をある程度出していくことになるんですが、その先週の懇話会ではこうも言っているんですね。これ、子育て世代にとっては給付が拠出を大きく上回る、一方で、子育て世帯以外は新たな拠出となるとした上で、子育て世帯への所得の再分配として捉える視点が重要だという理解を求めたんです。

ただ、六月に策定されたことも未来戦略方針だと次のように書いてあるんですね。徹底した歳出改革や既定予算の最大限の活用によって国民に実質的な追加負担を生じさせないことを目指すとなっている。だから、ここには矛盾をしようとするんですが、話を聞くと、ここについてはどう解釈すればいいのか、教えていただけますか。

○政府参考人(熊木正人君) お答え申し上げます。

少子化対策の財源につきましては、賃上げと歳出改革によって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、追加的な国民負担が生じないことを目指して具体的な制度設計を今行っているところでございます。

加速化プランの実施によりまして、子育て世帯にとっては受け取る給付が支援金という拠出を大

きく上回るということになる一方で、特に子育て世帯以外の方にとっては、子育て世帯への支援を拡充する観点から新たな拠出をお願いすることにはなりません。ただ、なりませけれども、子育て世帯以外も含めまして、全体として追加的な国民負担が生じないことを目指すこと、これに変わりはございません。

○片山大介君 いま一つ分かりづらいので。それで、賃上げということもそこで言っているんですけれども、これも後で焦点として聞きたいんですけど、その負担能力に応じてという言い方をしているんですね。そうすると、普通に我々考えれば、その収入に応じて一定の割合を掛けたものがこれ負担というか、拠出になるんだろーなと思うんです。

そうすると、相対的に、何というか、収入が多いのは現役世代ですから、だから、そう考えると、現役世代の方が負担の額としては多くなるんじゃないかと、これ普通に思う、みんな思ってしまうことなんですけれども、その点はどうかお考えなのか、教えていただけますか。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。まず、支援金制度の具体的な設計は年末までに検討していくものであり、現時点で結論を出しているものではありません。

その上で、支援金制度の構築に当たっては、個人々人にとって影響が過大なものとならないようにする必要がありと考えております。このため、拠出額につきましては、負担能力に応じた仕組みとすることが重要であります。また、低所得者に対する配慮措置等につきましても検討をしております。

支援金制度を考えるに当たりましては、給付と併せて考える視点が重要であります。今回の支援の拡充は基本的に子ども・子育て世帯を対象にしたものであり、受益の中心は現役世代にあるものと考えております。

また、その財源の一部である支援金制度につきましましては、賃上げと歳出改革によって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で構築することとしており、この方針の下、政府全体として検討をまいります。

○片山大介君 じゃ、局長でも結構なので、負担能力に応じてというのはどういうふうな考え方をすればいいのか、教えてもらえますか。

○政府参考人(熊木正人君) 先ほど御紹介いただきました大臣懇話会におきましては論点として示しておりますので、現在のところ、具体的な制度については決定したものではありません。

その前提で申し上げますと、論点として示した中におきまして、医療保険者に仮にお願いをするという場合におきましては、医療保険者に、それぞれの今、現行の医療保険者におきまして、被保険者への賦課はおおむね二通りに分かれてございます。被用者保険では、各被保険者の標準報酬月額あるいは賞与額に一定の率、料率を乗じて得た額、こういう形でいただいております。また他方、国民健康保険ですとか後期高齢者医療制度では、保険者ごとに設定した額、これはただ、均等割ですとか所得割というふうに分かれてまして、いずれにしても所得に応じた形になっていると承知しております。

こうした現行の仕組みを踏まえまして、どのような賦課とするか、これは今後の検討ということでございます。

○片山大介君 だから、そうすると、やっぱりその収入に応じてという部分で、やっぱり現役も不安を感じるわけですよ、本当に、給付の方が本当に大きい、多いのかということが。だから、本当にそうじゃない、そこは大丈夫だよというんであれば、それをきちんと本当に年末には示していただけるのかというのと、それはいろんなコミュニケーションをもちろんならなくてこないと思っています。

また、その財源の一部である支援金制度につきましましては、賃上げと歳出改革によって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で構築することとしており、この方針の下、政府全体として検討をまいります。

いただいているのかどうか。そこも併せていただけますか、教えていただけますか。

○国務大臣(加藤鮎子君) 少子化対策の財源につきましましては、賃上げと歳出改革によって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、追加的な国民負担が生じないことを目指して具体的な設計を行っております。また、支援金制度の詳細や歳出改革等の内容につきましては、関係省庁と連携して年末に向けて検討を進めてまいります。

そのため、現時点におきまして具体的なコミュニケーションができる段階にはありませんが、いずれにしても、政府全体として、少子化対策の実施に必要な財源をしっかりと検討し、国民の皆様の理解を得られるよう、引き続き具体的な検討を進めてまいります。

○片山大介君 分かりました。じゃ、是非しっかりとやっていただきたいというふうに思います。それで、今、さっきからその追加負担のところ、賃上げのことを言っているらっしゃるんですよ。ただ、これも未来戦略方針の文書を見ると、その追加負担のところでは賃上げって書いていないんです、実は。賃上げ、別のところでは出てきていますよ、たくさん。だけど、国民に追加負担を、実質的な追加負担を発生させないとか何とかというところでは、賃上げという言葉は入っていないんですよ。

これ、その賃上げというのは、この国会から何か私は聞き出している。この前の予算委員会でもそのことを総理が言っていた。そう考えると、賃上げというのは、結構不安定というか、見通しの定かじやないもの、結構不安定ですね。その定かじやないものを見合わせて、それで総理は、何かその範囲内で、賃上げによって実質的な国民負担の軽減効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することを目指して、追加的な国民負担を生じさせない、こう言っているんですね。

そうすると、賃上げのような不安定な要素

で、その範囲内で追加負担を抑えるみたいな、何かそういうことをやると、これ本当に、この支援金制度というのは安定財源だったはずですよ。それで、一兆とは言っていないだけども、一兆というふうにみんなに言われているんだけど、一兆円を、きちんと財源を生むとか言っているのに、その質上げの要素を何か急に入れているので、これは方針を変えたのか。何かこれ、本当に安定的な財源として言えるのかどうか。ここ、何かすごく気になるところなんです。ここはどのようにお考えですか。

○政府参考人(熊木正人君) お答え申し上げます。

まず、財源、加速化プランを支える財源につきまして、安定的な財源として、こども未来戦略方針におきまして、まずは徹底した歳出改革と既定予算の最大限の活用を図った上で支援金制度を構築するとしてございます。質上げというのは財源というよりも、財源につきましてはこの三つをしっかりと対応していくということでございます。

その上で、戦略方針におきましてはこのように書いてございます。歳出改革等による財源確保、今申し上げたものです。それに、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会経済の参加者全体が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み、すなわち支援金制度を構築すると。この経済社会の基盤強化につきましても、戦略方針におきましては、新しい資本主義の下で取り組んでいる構造的質上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させるというふうに申し上げます。

すなわち、安定財源について規定するともに、賃上げ等々も行う中でこの支援金制度を構築するということも規定をされておりまして、この方針の下に、私どもにおきましては、具体的に追加的な国民負担が生じないことを目指して設計を行っているということでございます。

○片山大介君 だから、要はあれなんです。最初はだから言っていないかった、だから後でくつつけて、何かそれも含めてという感じになっているんですよ。だから、そこは政府が言い方を変えてきた。最近もう本当に賃上げ賃上げで本当に言い出して、言い出しているから、だから、これについてもそのように言っただけでいいんじゃないでしょうか。そこは若干これまでとは言い方が変わってきている。やっぱりそこは認識していただきたいというふうな思いもすけれども、どうですか。

○委員長(大野泰正君) できるだけ早く。

○政府参考人(熊木正人君) はい。

今申し上げたとおりにはなりませんけれども、戦略方針におきまして、構造的な賃上げを行う中で安定的な財源を確保して、歳出改革等を行う中で支援金をつくるというふうなされておりましたので、そういう意味におきましては、私どもとしては考え方が変わったというものではないと考えておりますけれども、いずれにしても、具体的な設計をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○片山大介君 それで、あと、年末に向けて、あれなんです。こども未来戦略を作る、それからこども大綱を作るとかという盛りだくさんなんですよ。来年にはその関連する法案を国会に提出するとあるんですよ。だから、物すごいスケジュールで今後やっていくんですよ。

ただ、この少子化対策に対しては、これ総理がよく言っていたのは、これ国民的議論を行うと言っていた。じゃ、国民的議論って今までどこで行われてきたのかなという、こども未来戦略会議と言ってますけど、これ七回しか行われていないんですよ。しかも、六月からずうっと休んでいたんですよ。十月になっても一回やって、それでまた空いちちゃっているのかと私は思う。しかも、国民的議論になっっているのかと私は思う。しかも、これだけ大切なことを決めて、大綱を決め

て、戦略を決めて、法案決めてとかとやるのに、ちよつと国民的議論というには若干議論がきちんと、国民的議論が巻き起こっていないような感じがしますが、そこはどうでしょう。

○国務大臣(新藤義孝君) 御質問ありがとうございます。

まず、こういう場で恐縮ですが、私、お父さんが総務大臣のときの総務大臣政務官でございまして。もうとにかく御一緒させていただいて、今回、叙勲もされましたので喜びを申し上げます。このように思います。

その上で、まさに国民を巻き込んだ議論をする、これとても重要な御指摘だと思います。その上において、このこども未来戦略会議は四月に第一回目を行いました。そして、二か月間で六回、そこで極めて密度の高い会議を行って、その中でこの戦略方針を取りまとめ、閣議決定いたしました。

現状においては、それをいかに実施するかというところで、国民のPR、広報とか様々なことをやっております。動画も六種類、コンテンツも作って、今、皆さんに見ていただくようにどんどんやっております。総理は総理で鳥取まで出かけて行って車座対話とか、そのような国民との今対話をしながら周知に図っている。

その上で、今回は、この十月において、七回目で加速化プランの細部の協議、できるものからやっていく、そしてそれは実践的なものにする、そのための十月に会議をやりまして、細部の議論いたしました。そして、年末までにこの未来戦略を取りまとめる、そういう作業に入っているというところで、適宜必要に応じた開催、そしてまた開催した結果を基に行動していると、このように御理解いただきたいと思います。

○片山大介君 いや、大臣、ありがとうございませう。

かなりそのスケジュールはタイトだと思っておりますけれども、是非そこはしっかりとやっていただきたい

たいところなんです。潜在的にはやっぱりみんな本当に関心がある部分なんです。だから、これ、いろんな意見をもっと拾っていくべきなんだと思うんですよ。

それで、あともう一つ、子育てだけじゃないので、今日。子育て、もう一つ聞きたいのが、今、各施策をどういうふうな検証していくのか、評価していくのか、どのように定量的に見ていくのか。これ、数値などの目標がないんですよ、一つも。是非、これは、年末に策定する未来戦略、こども大綱、どちらに入れるのかな、分からないですけれども、是非そうした目標設定をしっかりと出して、これだけ、今追加で三兆円を出そうだとかなんとかということを考えているんだとしたら、それに見合った分、効果ができているのかどうか。これ、きちつと検証しなかつたら、これは本当に一番大切な部分だと思っただけ、今それがまだできていない。そこに対する考えは、じゃ、大臣、お願いします。

○国務大臣(加藤鮎子君) こども未来戦略方針におきましては、今後三年間の集中取組期間における加速化プランの実施状況や各種施策の効果等を検証しつつ、子ども・子育て政策の適切な見直しを行い、PDCAを推進していくとしております。

具体的には、政府全体で進める行政事業レビューの取組などを活用しながら、成果目標や成果指標を設定し、各種施策の内容や効果を点検してまいります。少子化対策を、してまいります。

○片山大介君 じゃ、頑張ってください。

じゃ、あと時間ないので、高市大臣に来ていただいているので、次のテーマさせていただきます。生成AI、AIについてちよつと聞きたいなと思っております。

そのAIをめぐっては、もう毎日のようにニュースになりますよね。それで、つい先日は岸田総理の声とかが生成AIで使われて、フェイク動画が拡散して、官房長官が民主主義の基盤を、

何だっけ、傷つける行為だと非難しました。

やっぱり今こういうフェイク動画かなり出てきますけど、まず、それについて大臣のお考え、教えていただけますか。

○国務大臣(高市早苗君) そのフェイク動画も含めてでございますけれども、どのような意図であつても、この偽情報拡散、投稿というのは、これ、社会を混乱させたり、また他人に迷惑を掛けたり、また罪になる場合もありますので、厳に慎んでいただきたいことだと考えております。

○片山大介君 全くそのとおりだと思います。

それで、今、AI利用のルールというのか、これ早急にやっぱり作らなきゃいけない時期に来ていると。それで、実は、日本はこれ、一つ頑張つて今やっているのがあるんですね。それが広島AIプロセスとあって、国際的なルールを作ろうというので、それこそ広島サミットから始まつて議論を進めてきて、今、先月には、開発者向けの国際指針、それから具体的な行動計画を示した行動規範、そしてそれに伴うG7の首脳宣言みたいなのが出たのかな、それを基に年内に最終的なものをまとめようというのが最後の動きになっているんですけど、これの進捗というのか、これどんな感じでしょうかね。

○政府参考人(渡邊昇治君) お答え申し上げます。

先月三十日には、AI開発者向けの国際的な指針と行動規範というのが発出されております。今後、年末までの予定としましては、全てのAI関係者向けの、AI開発者以外の全てのAI関係者向けの国際指針、それから偽情報対策等を含みますプロジェクトベースの協力を含みます広島AIプロセス包括的政策枠組というものを策定すると。そして、G7以外の国・地域の政府や民間セクター等のマルチセクター、マルチステークホルダーへのアウトリーチの協議を進めていくこと、そして広島AIプロセスを更に前進させるための作業計画の策定と、こういったことを進めていく

予定でございます。

○片山大介君 要は、その広島AIプロセス、最後の詰めに来ているという感じなんですか、それも、実は、だけど、今、各国のそのAIの規制に関する考え方、随分隔たりがあり、なおかつ、自分たちがそのルールメイキングをしようと言つて、それで各国の今主導権争いが結構激しいんですね。だから、ニュースを見ると各国の動きが本当にどんどん出てくる。

例えば、つい先日はアメリカのバイデン大統領が大統領令を発して、大統領令作つたのか、それで、政府機関や民間企業への対応を求めるといふのをやつた、ある程度規制を強化する形で、そして、イギリスではAI安全サミットというのがこの前開かれて、そこでブレッチャーリー宣言というのをやつた。それは、もう国際的な、各国が協力し合つて取組をやつていきたいと思いますというので、実はこれ日本も含めて二十九の国と地域が署名したんですね。

そんな感じで、もういろんなところがいろいろやつていて、それで、そのイギリスのAIサミットでは、実は総理もオンラインで参加して広島AIサミットのことを言ったんですけど、だけれども、出てきた成果物を見ると、実は、残念ながら、広島AIプロセスのことが余り、考慮されていないというのか、配慮されているようには見えない。特に外信の記事なんかを見ると、ほとんど広島AIプロセスには触れていない。

だから、ここは何かちよつと日本が言うほど、日本が今議長国としてやつてきたというのは分かるんですけども、それが、やっぱり各国が恐らく日本に対してそれを受けやつていっているような感じにはほとんど見受けられないんですけど、そこら辺はどういうふうな解釈すればいいのか、教えてもらえますか。

○国務大臣(高市早苗君) 広島AIプロセスは直接的には総務大臣の所管ですので、私が承知している範囲内でお答えさせていただきます。

G7の議長国として日本はこの広島AIプロセスを主導しております。このAI戦略会議での議論を踏まえて我が国からルール案を提示して、それをベースにG7で議論した結果として、先月、さつき委員がおつしやつてくださったAI開発者向けの国際的な指針、行動規範を含む首脳声明を発表したということです。生成AIのリスクを低減して今後の開発利用を進める上では重要なステップだつたと思っております。

英国の安全性サミットですけれども、これも、広島AIプロセスと相互補完的に進められていて聞いております。また、この広島AIプロセスの指針というのはグローバルなAIルールの共通の基盤となるもので、その各国、それぞれの国内での履行方法、どうやるかということは各国に委ねられているということでございます。

これからまた年末にかけて様々な作業がございまして、G7各国で必要な措置がとられていくと、日本も頑張つて必要な対応を取っていくということになると承知しております。

○片山大介君 高市大臣がおつしやつたとおりなのもかもしれないですけど、だけど、やっぱり各国、世界の中でこの広島AIプロセスがどこまで今受け入れられているのか、ちよつとやっぱり分からないなところがあるのが、それで、なおかつ、もう一つあるのが、これ、議長国は今年日本なんだけれども、今年で終わるわけですよ。だから、今年の一つの成果としてはちよつと作るんだけれども、だとしたら、このAIのこういうルールというのはこれからも続いていくわけだから、じゃ、今後、このAIプロセスをどうやって本当にそのグローバルな国際標準のスタンダードな基盤に日本はしたいとするんだつたらしていくのか、やっぱりそこはすごく考えなきゃいけない。

次の議長国はたしかイタリアですよ。じゃ、そうすると、そこにつないでいかなきゃいけないし、それをやつてもらわなきゃいけないし、なおかつ、世界の標準にするんだつたら、G7どころじゃない、G20であつたりだとかOECDだつたりだとか、やっぱりそういうところまで広げていかなきゃいけないので、そこまでの戦略を持つてこのAIプロセスを完成させて次につないでいかなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えなのか。

これ担当、所管がどうなのか。

○政府参考人(野村栄悟君) お答え申し上げます。

先日公表されましたG7首脳声明におきまして、関係閣僚に対しまして、広島AIプロセスを更に前進させるための作業計画を年末までに策定するよう指示がございました。

我が国としては、広島AIプロセスにおきまして年末までに取りまとめる成果を広く国際社会に浸透させていくことが重要との考えの下、このG7首脳声明における指示に基づきまして、現在、イタリアを含みますG7各メンバーとの間で来年以降の広島AIプロセスの進め方について検討、調整を進めているところでございます。

○片山大介君 是非そこは頑張つていただきたいと思ひます。

せつかく日本がやつてきた成果で、これはAIの話をする、これ七年前の伊勢志摩サミットで初めてAIの話つて実は出たんですね。その後で、ほかのヨーロッパはAIの議論をずっと重ねてきたんですけど、日本はなかなか議論が進まなくて、結局、広島サミットがまた近くなつてきて、またちよつと急いでやるようになったけれども、やっぱり元々は日本の伊勢志摩サミットで言つたところもきつかけなので、それは是非、日本、頑張つて残していただきたいなというふうに思ひます。

それで、あと、国内のところ、まさに高市大臣の担当になると思うんですが、そのAI戦略会議ですか、先週開かれました。それで、これで十の原則、全ての事業者が共通して考慮すべき指針

として何か公平性や透明性など十の原則が示されたというんです。

ただ、これ、日本はあくまでもこれガイドラインで、自主的な規制に委ねるという形になっている。それで、これ、どちらかというと、今E.U.とかアメリカ力は規制の強い方に働いているという感じで、各国ともかなり考え方も違ってきています。

こんな中で、日本は自主的な規制で、ガイドラインで行こうというんだったら、それは一つのやり方だと思えます。ただ、ガイドラインとなった以上、どうやってその実効力を担保させるかというのはいさぐく大切になってくるので、そこはどのようにお考えなのか、教えていただけますか。

○国務大臣(高市早苗君) その十の原則でございませけれども、あれはタブレット内で、まだ参考資料として、対外秘として私たちが見ていたものがなぜかマスコミに抜かれてしまったというものでございます。まだあれで何か確定したというもののじゃございませぬ。

AI事業者ガイドラインですけれども、これ、総務省と経済産業省の既存のガイドラインを統合しながら、生成AIに関する動向も踏まえて、両省の間で調整して作成していくというものでございます。

これをどのようにちゃんと履行していただくのか、それ確保していただくのかという問題意識でいらつしやるんだらうと思うんですが、これ、内閣府としてできることなんです、国際的な動向、それからAI戦略会議での議論も踏まえて、このAI事業者が守るべき行動規範の履行確保の在り方について、内閣府がこの基礎調査を行うことといたしました。今のところ、そこまででございませぬ。

その調査の結果ですとか今後のAI戦略会議での御議論も踏まえながら、そのAI事業者ガイドラインも含めた履行確保の在り方というものを検討してまいりますこととでございます。

○片山大介君 時間来たので終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司です。御苦労さまです。

まず、燃料油価格激変緩和事業について伺います。資源エネルギー庁の政府参考人に伺います。

令和四年以来のガソリン等の補助金の総枠は幾ら設定されているのか。現在までに使われた金額の総額、元売会社に支払った総額、そして事務代行の会社に支払われた金額、教えてください。

○委員長(大野泰正君) どなたか。

○上田清司君 私、資料請求をして資料をいただいているんですが、念のために確認をさせていただきます。あえて、そうでしたので、その資料そのものを事務所に私なんかは置いてきました、当然答えてもらえるものだと思います。

大体六兆三千億くらいですね。現在、三兆円を少し超えています。それから、元売会社への支払金額ですが、総額で百四十一億くらいですね。そして、会計検査院の調査ではその部分は六十二億ですが、これは前の年までの部分だと私は理解しております。

この事務代行会社の支払ですが、広告代理店がこの事務代行会社になっておりますが、この入札などはどのようにされたのかお伺いしたいと思えますが、分かりますか。分からない。エネ庁。エネ庁、来てない。ああ、そう。

○委員長(大野泰正君) 済みません、要求が出てないということとございますので、お願いいたします。

○上田清司君 分かりました。ちよつとしているつもりでいましたので、大変御無礼しました。それはそれで結構です。

私の問題意識を申し上げたいんですが、要するに、ガソリンの高騰を緩和するためにこの事業が展開されているわけですが、会計検査院の調査でも、広告代理店からガソリンの小売価格などのモ

ニタリング調査が民間企業に委託され、毎週、全国二万か所のスタンドなどでの状況を電話や視察で調べているものを、報告を受けた資源エネルギー庁も分析していないことが分かりましたと、こんなお話もあります。

また、財務省が昨年、関東財務局を中心に調査をしまして、百十億円のガソリン価格の抑制ができていないと、要するに百十億円分は必ずしもガソリン価格を下げることにならないと、こういう話をしておりますので、私の問題意識としては、例えば、トリガー条項を凍結しておりますので、二十七円、いや、ごめんなさい、二十五円、二十五円、この部分が止まっていると。あるいは、ガソリン税二十七円何銭かが止まっていると。この二つ合わせると、大体五十三円そっくりガソリンが安くなりますと。要するに、ロスがないんですね。要するに、事務代行会社を使って元売会社にお金を渡して、元売会社が値を下げてガソリンスタンドに渡していく、ガソリンスタンドはそれをもって価格抑制につながっているんだけど、必ずしもその価格抑制につながらないと、要するにロスが出ています。

これは財務省も指摘をし、会計検査院も指摘をしているわけですが、経済再生担当大臣、私は、これだけ膨大な日本の借金があり、なおかつ、メッセージとしては常に積極的な財政とか積極的な経済対策を打っている、このことは大事だと思っているんですが、ロスをどれだけ減らすかというのが極めて大事なことで思っているんですが、この考え方でいくと、どうしてもロスが出てくるわけですね。

したがって、単純に税金をぼんと落とした方が話早いと。もう緊急上程で一日でけりが付くと思うんですが、与党がその気になれば、野党は引き下げると言っているわけですから、そういうことを含めて、大臣としてどういう所見をお持ちでしょうか。一点だけ。

○国務大臣(新藤義孝君) 先生の御指摘は重要な意味がある部分があるというように、共感できるところもございませぬ。

しかし一方で、現状でいいですよと、このトリガー税制を通じた減税、これをやるとすれば二十五円ということになりますね。現状における価格抑制は激変緩和措置によって現状で三十円。少し前まで三十二、三円まで行きました。ですから、そういった意味で、価格の抑制の効果としては、そういう今回の激変緩和措置による一定の効果というのは出ているとございませぬ。

それから、まさに、様々な手数料とか事務取扱の部分、このコストを下げるというのはとても重要なことなんでしょうが、その中で、やっぱりトリガー条項をも使った場合のその部分がどうなるかといえますと、そもそもガソリン系のみが対象だとかという、これはもう御存じですよ。それから、流通、販売の現場に混乱が出る、これもかつて暫定税率が一次的になくなったことがありましたから、そのときにもうそれは我々経験済みです。

その上で、やっぱり今委員の御指摘のとおり部分で、逆にトリガーやった場合には、まず手持ちの、手持ちの在庫については発動時の還付申請しなきゃならないんです。仕入れを高く、仕入れ価格より販売価格が大幅に低くなると、そうするとその分の還付をしてもらわなきゃなりません。それから、トリガーが終わったときには、今度は終了時に仕入価格よりも販売価格が大幅に高くなりますので、その部分の納税が、義務が生じてまいります。その手配を、事務負担というのはとても大きなものがあるかと。

それから、この還付を受けるまでの間に、ガソリンスタンドはキャッシュフローが、その部分が、手当てが、国からのものがしばらく時間掛かります。それには、小売物価の統計調査で三か月連続百六十円を超えることが発動条件ということはないと確認できないので、今上がっているときに

素早くその対応ができるかと。様々なことを考慮した上で、私どもとすれば、激変緩和、しかもそれは原油価格の動向に応じた対応をしておく。

ですので、半年ぐらいでもって切り替えていくわけでありませうけれども、本来ならば九月ぐらいで、春先からやって九月ぐらいには、動向があれば、国際状況を見ながらもう少し違うやり方があるかということも検討しておりますけれど、逆にまた八月でぐっと上がったということでも対応したということですから、臨機応変に、しかも国民の負担軽減を迅速に行うという観点から今後検討していきたい、このように考えています。

○上田清司君 そもそもガソリン税も二十七円です、合わせると五十三円。これ、ない方がいいんですけど、日本の経済のためですね。そうすると、そういう手続もなくなるわけですから。そこから考えていくという考え方も大事じゃないかなというふうに私は思っています、この議論はちょっと止めてさせていただきます。

河野大臣、先日は失礼しました。私、つい気付くのが遅くなったもので、早めに退場していただければよかったです、御無礼しました。

今日は、早速ですが、偶然というか、十一月十二日に基金についての、秋の行政事業レビューで、レビューで表明をされました、見直しをするというですね。

河野大臣、記者会見とか、いろいろそういうところに菌切れが良くて力強さを感じるんですが、その後が余り良くないんですよ。やっていらっしやらないんですよ。昨日だけの問題じゃないんですよ、おととだけの問題じゃないんですよ。今年だけの問題じゃないんですよ。ずっと行政レビューを続けているんです。河野大臣になって、基金問題で、どの分野、どの基金などで河野大臣のリーダーシップでこれだけ良くしたぞというのが言えますか。私はそれを聞きたいんですよ、やりますやりませんという話だけじゃなくて、これはもう去年から、あるいはその前から始まっている世

界ですから。

御案内のとおり、一六年から一九年ぐらいの四年だけ見ていけば、五か年だけ見ていけば、毎年二兆円ちよつとの基金だったのがコロナを境に十六兆、十九兆という形で、十二兆から十六兆です、うなぎ登りに上ってきているわけですから、別に今年始まったわけでもないし、去年始まったわけじゃなくて、二一年からこういう金額が出てきているわけですね。

したがって、河野大臣の就任から考えればおかしいねという話も出てくるべきですが、元に戻りますけど、河野大臣から見るとどういこうところを改善ができたのか、お伺いしたいと思えます。

○国務大臣(河野太郎君) コロナで基金が大幅に増えたというのはこれは事実だと思えますので、それを今回しっかりと見直していこうということでございます。

○上田清司君 今回だけじゃないと申し上げました。昨年はどうだったんでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 昨年は担当しておりません。

○上田清司君 私は、河野大臣に、橋本行革のときに指定職が五百八人で、これが十三年ですが、令和二年の三月までにもう六百三十二人、二五％増えましたよと、おかしいんじゃないですかと。組織として、幹部だけが大きくなっていくという組織というのは大体うまくいかない、これはもう御案内のとおりであります。企業でも行政体でもそうだと思います。

そのとき、大臣の答弁は、やっぱり見直すものは徹底して見直す、すごい力強い答弁をいただきました、期待を申し上げました。一年後に同じ質問をしたときに、何だっつつけという感じの反応をされました、もちろん後で思い出していただきましたけれども、要するに、継続的に見ていただいているのかどうかということを変更を確認したんです。

昨年何もなかったというふうに私は思いたくなく

いと思えます。昨年もやっぱりその前の年から比べれば大幅に増えているわけですから、問題意識を持っておかしくないと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) ちよつと質問の意図がよく分かりませんが、コロナ禍で基金が増えたので、こでしっかりと見直していこうということをお願いしているわけでございます。

○上田清司君 昨年そういう思いはなかったんでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) 昨年は担当しておりませんでしたと申し上げております。

○上田清司君 私は、河野大臣はその前やっておられたので、行革担当大臣を、やっぱり常にそういう意識を持っておられるものだというふうな理解しておりますので、そういう御質問もさせていただきます。担当しているから、していかないからということじゃなくて、河野大臣だからこそ聞いているんですよ。まあこれはいいでしょう。そういうふうにお受け止められているんだからやむを得ないと。

それでは、具体的に聞きます。

御案内のとおり、最近、休眠基金という名前が適切かどうか分かりませんが、そういう名前で行われている基金が紹介されております。約十六兆円からの金額であります。そして、一五％程度が実は事業を展開していない、管理費のみである、こういう状況になっている。こうした点については、大臣はどのように考えておられますか。

○国務大臣(河野太郎君) 基金の中には、非常時に対応する基金もございます。これは非常事態が起きなければ支出はありませんから、それでも管理費は出ていくものというのはこれ当然あるんだらうと思えます。それから、新たに造成された基金でまだ事業が始まっていないというものもあるだらうと思えます。

ですから、管理費だけというのが全て駄目だと言つつもりはございませんが、事業が行われず管

理費だけになっているものについては、これ基金のままでやった方がいいのか、あるいは予算でやった方がいいのか、そこは見えていきたいというふうな思っております。

○上田清司君 おっしゃるとおりです。そうした御視点は大事だというふうな思っております。

今大臣も言われたように、事業支出がゼロと言われても、どうも企画段階で生煮えのままで、事業が十分進まなかったものなんかもあるのかなというふうには私は思っております。

ちよつと高市大臣がおられれば分かりやすかったんですが、二二年度にスタートした経済安全保障重要技術育成基金、これは経産省の所管ですが、五千億の基金を用意しました。当初、百二十三億の基金、済みません、支出をする予定でした。ところが、三億しか使わなかったんです。百二十三億ですから、ホップ・ステップ・ジャンプで、一、二、三という感じで数字を合わせたんでしょうか。ところが、三億しか使わなかったと。

御案内のとおり、当然、五千億ですから四千九百九十四億の残高が残っています、実費は三億しか使っていない。このことについて質問したときに、まだ十分、対象相手だとかそういうこと、この調整ができていないということ、こういうことで終わったと。

そもそも、基金をつくるときに、そういう調整なしに、スタートがさつとできないままに基金がつくられていいのかわるか。基金をつくる以上は、すぐスタートできるような状態にならなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、取りあえず予算を取っておけ、取りあえず基金をつくっておけという、こういう話がないのか。この辺などをよく見極めていただきたいということをおっしゃりたいと思えます。

それから、事業が事実上停止状態になつていても、そのままずっと残っています。具体的に一つだけ例を挙げれば、円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金、これも経産省で

が、一四年三月に新規申請の受付はもう停止しているんですね。もう受け付けなくなっている。事業者の補助金の支払ももう一六年で終わっているんです。一四年に受付はもう終わり、ただし残っていた分だけ、お金だけ払っていた、それも終わったと。でも、今も残っているんです。ずっと管理費だけは残って、令和四年の段階で八十二億円残高が残っている。結局、管理費に毎年五億ずつ使っている。そうすると、この八十二億をぐずぐずと使っていく可能性があるんです。

御案内のとおり、基金も大半が国債だと思っても構わないと思います。基金でも銀行などに預けていても、金利はたかが知れています。しかし、国が支払う国債の金利は、少なくとも銀行金利よりも高いはずで、その分だけ国民負担を増やしていることになり、こうした点について相当な切り口が必要ではないかというふうには私に思いますが、大臣の所見はいかがですか。

○国務大臣(河野太郎君) 我が国の予算は単年度というのが原則でございますから、これを基金にするというのが例外で、それなりのしつかりとした理由がなければならぬと思っております。委員おっしゃるように、積んであっても国債の金利は出ていくわけでございますから、不必要なものを積むということは、これはあつてはならぬというふうには思っておりますので、そういう視点からしつかり基金、横串通して見ていきたいというふうには思っております。

○上田清司君 残高が十六兆六千億、総額で基金で残っていますので、もし、これ十兆円、取りあえずはお返ししていただく、必要に応じてまた基金の増額をしていくというふうな考え方で立てば、これ十兆円という金額ですので、相当国の金利負担というのは減ります。国民負担が減ります。そういうことになるかと思えます。

特別会計を極めて縮小しました。特別会計の中には、例えば国債整理基金、特別会計で今もあります。これは別に庁舎があるわけじゃありません。そこに職員が張り付いているわけではあります。財務省の中で担当している職員はもちろんいます。ところが、この特別会計の中にも庁舎の費用まで入っている、海外渡航費の費用も入っている、職員の費用も入っている、諸手当も入っている、もちろん全部入れています。財務省がどうしても、当時は大蔵省ですが、どうしても総務的な経費を毎年五%とか切っていますから、足りないもので付け替えをしています。この基金がそういう付け替えに利用されるとも限りませんので、この点も含めて是非精査していただきたいことをお願い申し上げます。終わります。

○委員長(大野泰正君) これをもちまして、上田清司君の質問は終わります。

○委員長(大野泰正君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、衛藤晟一君が委員を辞任され、その補欠として生稲晃一君が選任されました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。六月にこども未来戦略方針が閣議決定をされて、その前段として三月に当時の小倉大臣がこども・子育て政策の強化について(試案)を発表をいたしました。

お手元に配っておりますけれども、この試案の冒頭では、少子化対策の目指すべき基本的な方向として、個人の幸福追求を支援すること、結果として少子化のトレンドを反転させると述べております。

私は大事な考えだと思っております。しかし、このこども未来戦略方針にはこの記述が見当たりません。なぜ削ったのでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。御指摘のこども・子育て政策の強化についての試案におきましては、結婚や子供を産み育てることに対する多様な価値観、考え方を尊重しつつ、

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を産み育てることができるようになること、すなわち個人の幸福追求を支援すること、結果として少子化のトレンドを反転させること、これが少子化対策の目指すべき基本的な方向であるとされており、

こうした考えを受け継ぎ、こども未来戦略方針におきましては、結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、これらについての多様な価値観、考え方が尊重されるべきであることは大前提である、その上で、若い世代の誰もが結婚や子供を産み育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会をつくらねばならない限り、少子化トレンドの反転はかなわれないとされており、

このように、若い世代の希望の実現と幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させるという考えには変わりはないと認識をいたしております。

○井上哲士君 変わりはないとおっしゃるんですけども、こども未来戦略方針がお手元にありますけれども、基本的な考え方として、急速な少子化、人口減少に歯止めを掛けなければ我が国の経済社会システムを維持することは難しく、世界第三位の経済大国という我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼすとした上で、この少子化対策と経済成長実現に不転換の決意で取り組まなければならないと、こうしているんですね。

これは、まるで経済大国日本の地位を守るための出産奨励政策のように読めるわけです。その上で、その考えの上で、多様な価値観を尊重するということと個人の幸福追求を支援すること、結果として少子化のトレンドを反転させること、結果として少子化のトレンドを反転させること、これも、私は大きな違いがあると思うんですけども、大臣、もう一度いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) 個人の幸福追求を支援することでの記述のところであり、すけれども、こども未来戦略方針の取りまとめの過程で整理されたものと承知をしております。

いずれにせよ、若い世代の希望の実現と幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させるという考えには変わりはないと認識をいたしております。

○井上哲士君 変わりはないなら、この幸福追求を支援すると、こういう言葉を削る必要もなかったと思えますし、これも含まれているならば、それにふさわしい支援策を求めたいと思えます。

その上で、この子育て支援の大きな柱である保育について今日はお聞きをいたします。保育士は女性の就業者が大半で、賃金は全産業平均より月額で五万円以上低くなっています。保育士の賃上げや処遇改善は、働く子育て世代の支援にとつても、ジェンダー平等にとつても大変重要だと思います。

保育士については、二〇二二年の十月以降は、コロナ対策の中で、処遇改善等加算Ⅲとして、三%程度、月額九千円の賃上げが実施をされております。この三%程度というのは、この根拠は何なんでしょうか。全産業平均との格差を抜本的に正すということは目標ではないのでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。御指摘の処遇改善加算につきましては、保育士等の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて処遇改善に取り組む必要があることから、令和三年十一月の経済対策におきまして、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々を対象として、まずは収入を三%程度、月額九千円を引き上げるための措置として、令和四年二月から実施をすることとしたものであります。

保育士の給与につきましては、これまでも累次の処遇改善を行ってきており、全産業の平均賃金との差は縮まってきております。引き続き、処遇改善を進めていくことは重要と考えており、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえまして、

第一節 内閣委員会会議録第三号 令和五年十一月十四日【参議院】

費用の使途の見える化など必要な検討を進めてまいります。

また、子ども未来戦略方針におきましても、民間給与動向等を踏まえた保育士等の処遇改善を検討することとしており、人事院勧告を踏まえ、更なる処遇改善の対応を行ってまいります。

○井上哲士君 抜本的に格差を正すということをお聞きしたんですが、その言葉はありませんでした。

この月額九千円といいますが、実態がどうかということですね。保育の現場からは、大半が手当て、基本給の引上げにはつながっていない等々の声が寄せられております。特に公立の施設では、保育士だけ賃上げするわけにはいかなので、自治体職員の給与を全部を見直さなければならぬと、それはとても無理だからということとで一時的な手当として支給されたという話も聞いていますし、公立の賃上げ分は地方交付税措置のために自治体によっては全く賃金に反映をされていないところもあるというお話を聞きました。そもそも九千円の賃上げ水準では間尺に合わないわけですが、今申し上げましたように、保育現場ではそれすら実現をできていないわけですね。先ほど公的価格評価検討委員会のお話もありましたけれども、実態をやっぱりしつかり把握する、そして改善する必要があると思います。

実際にどれだけの保育士が賃上げをされたか政府として把握をしているのか、これからどういふふうな検証を行うんでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

保育士等に対する三〇程度の処遇改善につきましては、公的価格評価検討委員会におきまして、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきとされております。

このため、現在、実施施設から市町村に提出いただく賃金改善実績報告書によりまして確認をしているところでございまして、内容を取りまとめ

次第、速やかに公表する予定としてございます。

○井上哲士君 確認中というお話でありますけれども、子ども未来戦略方針でも今がラストチャンスと言っているんですね。これ、待たなしなんです。ですから、本当に速やかに検証して改善する必要があると思います。

この公定価格による保育士の人件費は、国家公務員の俸給表が基となっております。国家公務員の場合は、役職や経験年数によって号級や号俸が上がるために年々給与額は上昇しますが、公定価格の場合は、これ勤続年数に関わりなく、常に同じ号級、号俸に固定化をされております。

資料の二枚目見ていただきたいんですが、これ、民間の女性保育士の年収がどのように推移しているか、二〇〇一年、二〇一三年、二〇二二年と比較したグラフです。これ見ますと、二〇〇一年の頃は年齢上がるごとに年収も右肩上がりで推移しているんですね。ところが、二〇二二年見ますと、四十歳から四十四歳をピークに右肩下がりになっているんですね。これ二〇一三年以降、年齢給に相当する対応として処遇改善等加算Ⅰが実施をされております。しかし、この勤続年数に伴う加算率が勤続十一年以上は二〇%で固定されているんですね。ですから、十二年以上の経験は加算率に反映をされない、これが私は二二年以降の右肩下がりになっていると思うんですね。

厚労省の保育所の保育指針でも、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に養護及び教育を一体的に行うことを特性としていて書いているんですね。保育士の専門性を重視しているんですね。

そうであつたら、それにふさわしく保育士としてのキャリアが正当に評価されるように、こうした加算率の頭打ちなど改善をする必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。高い使命感と希望を持って保育士という職に就

いていただいた方々に長く勤めていただけるよう、専門性の向上あるいはキャリアアップを行いながら処遇改善を図っていくことは大変重要であると考えております。

今御指摘いただきました処遇改善等加算のⅠでございますけれども、これは長く働くことができず職場を構築するためという趣旨から、職員の平均経験年数に応じて二%から二%までの加算率を増加する仕組みでございます。

おっしゃるとおり、その十一年というところで一つ段差が切れているという状況は事実でございます。ただ同時に、処遇加算のⅡというものもございまして、副主任の保育士や職務別の分野リーダーなどの技能、経験に応じた処遇改善加算等のⅡも実施をしておりますので、双方併せてキャリアを正当に評価をしていくというふうな仕組みになつているところでございます。

○井上哲士君 いろいろおっしゃいましたけど、現実の問題として今右肩下がりと実態が生まれているわけですね。

実は私のめいっ子も前、保育士していたんですけど、この間、話聞いていましたら、自分たちのキャリアが本場に評価されていないという憤りを持って語ってございました。これは本当に改善する必要があると思うんですね。

さらに、配置基準の問題であります。公定価格による保育士の人件費は職員配置基準を基に算定をされます。しかし、公定価格上の配置人数と実際配置されている人数には乖離があるんですね。

令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果によりまして、私立の保育所では常勤換算の保育士の公定価格上の配置人数は十一・四人です。ところが、実際には十五・七人と、一・五倍の人員が配置をされているんですね。

ものを改善する必要があると私質問しましたら、当時の小倉大臣は、新しい基準に見合うだけの保育士等を確保することが必要になるために保育の現場に混乱が生じると答弁をされて、加算で対応するとされているんですね。

しかし、今申し上げましたように、配置基準を上回る保育士が既に配置をされているんです。そうしなければ現場が回らないというのが現実なわけですよ。ですから、この保育現場の実態に今の配置基準が見合っていないということこそが問題だと思っておりますけれども、大臣、そういう認識はおありでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。

教育、保育の質の向上のためには、保育士等の配置の改善を図っていくことは重要な課題と考えております。保育所等の現場において、公定価格上の配置基準を超える職員が実際に配置されていることも承知をしております。

子ども未来戦略方針におきましては、公的価格の改善につきまして費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ取組を進める、一歳児及び四、五歳児の職員配置基準について、一歳児は六対一から五対一へ、四、五歳児は三十対一から二十五対一へと改善することを盛り込んでおり、その具体化について今後の予算編成の中で検討し、着実に実現をまいります。

○井上哲士君 つまり、現状の配置の状況と今の配置基準に矛盾があると、見合っていないという認識だということでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) 教育、保育の質の向上のために保育士等の配置の改善を図っていくことは重要な課題だと考えております。

○井上哲士君 現状で配置基準以上に配置されているということをお認めなんです。ですから、やっぱり基準が合っていないということをしつかり見据えた改善が必要だと思っております。

る、子どもたちにもう一人保育士を！実行委員会の皆さんが九つの提言をまとめておりまして、その中から抜粋をいたしました。

提言の一番目が、この配置基準をゼロ歳児は二対一、一歳児は三対一、二歳児は五対一、三歳児は十対一、四歳児と五歳児はそれぞれ十五対一に改善することなどですね。なぜそれが必要かということは資料四に書かれておりますのでお読みいただきたいと思うんですが、同時に、現行の配置基準であっても職員数の算定方法の改善も提言をされているんです。それは、一、二歳児、四、五歳児という包括ではなくて、年齢ごとに配置人数を算出するということなんです。

現行の職員数の算定方針は、その保育所全体で必要とされる最低限の職員数を再現するものになっています。ですから、一、二歳児六人に保育士一人、それから四、五歳児三十人に保育士一人とされておりまして、これ年齢ごとのクラスに配置される職員数となっております。

しかし、乳幼児の子供は、年齢差、月齢差も非常に大きいわけですし、先ほどの保育所保育指針でも、一人一人の発達過程に応じて保育することと明記をされております。実際に、基本は同じ年ごとのクラスになっているわけですね。そうしますと、五歳児と四歳児で二つのクラスなのに、職員配置の算定は合わせて一人になってしまいうことが起きるわけですよ。本当に実態と全く合っていないと思います。

来年度概算要求で、配置基準の改善は事項要求になっている。先ほども予算編成の議論の中で盛り込むということを言われておりますが、いわゆる加算ではなくて、配置基準そのものを見直すとともに、今申し上げたような、保育現場が実際に必要としている保育士がきちんと配置をできて、ふさわしい賃金が保障されるように必要な予算を確保するべきではないかと思いますが、大臣、御決意いかがでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) お答え申し上げます。

繰り返しのようになりますが、子ども未来戦略方針におきましては、公的価格の改善について費用の使途の見える化を進め、保育人材の確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ取組を進める、また、一歳児及び四、五歳児の職員配置基準につきまして、一歳児は六対一から五対一へ、四、五歳児は三十対一から二十五対一へと改善することを盛り込んでおり、その具体化について今後の予算編成の中で検討し、必要な予算を確保した上で着実に実現をしてまいります。

あわせて、子ども未来戦略方針では、民間給与動向等を踏まえた保育士等の処遇改善を検討することとしており、今般の令和五年人事院勧告を踏まえ、更なる処遇改善の対応を行ってまいります。

○井上哲士君 その検討の一つとして、今申し上げたこの包括ではなくて、年齢ごとのクラスに配置される職員数で配置をするというのにも検討事項の一つとしてなっているでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君) 先ほど来御紹介いただきましたように、現在、保育所の現場においては、公定価格上の配置基準、実際の配置が最低基準よりも上回る配置がなされているという状況がございます。これ、恐らく、自治体の独自の補助事業であったり各施設における質の向上へのお取組だったり、様々あると思います。

ただ一方で、施設によって、あるいは地域によつて実情は様々であると思っておりますので、まずは、この未来戦略方針に掲げております一歳児、四、五歳児の配置基準の改善、こういったものをして、その具休化について今後の予算編成の中で検討して、着実に実現をしていきたいと考えております。

○井上哲士君 その配置基準の改善について、先ほど申し上げたように、四月に質問した際には、この基準そのものを変えると、新しい基準に見合

うだけの保育士等の確保をすることが必要になるために保育の現場に混乱が生じるというのが当時の小倉大臣の答弁だったんですね。

基準そのものではなくて加算での対応ではないかと言われておりますが、現場の声は、そういう加算ではなくて、基準そのものを変えてほしいということなんですね。そのことは、今、予算編成過程の中でしっかりと検討されているということでしょうか。

○政府参考人(藤原朋子君) ただいま申し上げました実際の配置が最低基準よりも平均すれば高いという状況はございますが、それは平均でございまして、地域ですとか施設によつて実情が様々である。

そういった中で、今回の未来戦略方針の中に書いてございます一歳児、四、五歳児の配置の改善につきまして、最低基準を引き上げた場合には、これは全ての施設でこの基準に見合うだけの保育士を確保することが必要となります。これができないところは法令違反、基準違反というふうになつてしまうわけでございますので、そういった意味で現場が混乱しないようにということで、基本的には加算措置により職員配置基準の改善を実施するというのを我々予定しておりますけれども、いずれにしても、具体的には今後の予算編成の中で検討していきたいと考えております。

○井上哲士君 資料五を見ていただきますと、四、五歳児以外の年齢の子供たちに対する配置基準は順次改善をされてきたんですね。過去も一定の加算をやつて、その後に、それを経過を経て基準そのものが変えてきたというのがこの表を見ていただければ分かると思うんですが、

基準を変えたら混乱をしますと言いますが、まず配置基準を変える年度を決めて、そこに向けて経過措置を設けて、その間に処遇改善を進めながら職員を確保しておけば、私は問題なく配置基準そのものを変えられると思うんですが。

それ、是非やつてほしいんですけども、大臣、最後いかがでしょうか。

○委員長(大野泰正君) 時間が来ております。大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣(加藤鮎子君) はい。

御指摘のように、配置基準をあらかじめ定めることに関しましては、将来に向けて、職員の処遇改善の進捗や保育士の確保の状況、保育所を利用する子供の状況などについて一定程度正確な見通しを立てることが必要となること、これらの見直しを立てることは難しいものと考えております。このため、子ども未来戦略方針で示しているように、現状を踏まえた改善を着実に進めていくことが必要であると考えます。

○委員長(大野泰正君) 時間が来ております。

○井上哲士君 はい。

終わりますが、配置基準そのものを変えてほしいというのが現場の強い要求であることを重ねて申し上げます。

○大島九州男君 れいわ新選組、大島九州男でございます。

先日、先週の内閣委員会に引き続き、不登校対策についてお伺いをいたしました。

ちよつとまとめて御質問させていただいたので、簡潔にばばばつとお答えをいただきたいというふうに思います。

子ども家庭庁ができたわけですから、横串を刺して、教育は文科省とか、だから不登校は文科省、引きこもりは厚労省とかいう縦割りじゃなくて、子ども家庭庁が子供の健やかな学び、この子供の概念というの何歳までという基準もないと、そういったところもあるわけですから、まさに子ども家庭庁が省庁横断してしっかりとこの不登校対策やいろんなものについて頑張っていたかなければならない。

特に今日はその不登校の関係ですから文科省、文科省の、その不登校の原因、いろいろあります

というふうに言われていますけど、私は今回、教員、要は先生たちのその指導力、こういったところで問題がある部分、そこについてしっかりと確認をしていきたいという趣旨で質問しますから、まず、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立したことに伴って、更新の廃止はありましたと。じゃ、それに対して研修しなさいということ、その研修はどのような仕組みでどうやっているのかと。

私は、民間教育の活力、そういうノウハウを導入した方がいいですよということをずっと言ってきたんですけども、実際そういうことをやっているのか。そして、そういう教師のスキルアップのための研修というのを今後どういう基準でどういふふうに進めていこうとしているのかということとを総合的に併せて御質問をさせていただきますから、答弁よろしく願います。

○大臣政務官(安江伸夫) お答え申し上げます。

まず、教員免許更新制の廃止後、教員に対する研修の仕組みについて現在どうなっているのかという点についてお答えしたいと思います。

学校現場でも不登校への対応など様々な課題に適時適切に対応することが求められている中、教師は常に最新の知識、技能を学ぶ必要性があります。教師の研修につきましては、これまで、教育公務員特例法の規定により、任命権者が教員の資質に関する指標を定め、その指標を踏まえた教員研修計画を策定し、各地域の課題やニーズに応じた計画的、体系的な研修が進められております。

教員免許更新制を発展的に解消をいたしまして、各教師の研修履歴を記録し、その記録を活用し、管理職が指導助言等を行う仕組みとしたところでございます。この仕組みを効果的、効率的に進めるために、文部科学省におきましては、オンライン等で研修コンテンツを一元的に収集、整理、提供するプラットフォームを構築をして、全

国で利用できるようにすることとしているところでございます。

また、もう一点、民間のノウハウ、スキルも生かすべきではないかという御指摘につきましてお答えします。

不登校の要因や背景には、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多い状態ではありますが、一部に教職員との関係をめぐる問題や学業の不振等を要因とする不登校児童生徒もいることから、教職員の児童生徒への接し方の改善や、より分かりやすい授業を行うことが不登校対策につながることも考えられます。

こうしたことから、本年三月に取りまとめましたCOOLOプランにおきましても、委員御指摘のように、民間のノウハウを取り入れた不登校児童生徒への支援が行えるように、学びの多様な学校とNPO等との人事交流や、教育支援センターの民間団体等への業務委託等を進めていくこととしておりまして、文部科学省といたしましても、教育支援センターの民間委託に関する調査研究の実施、あるいは教育委員会等と民間団体等の連携のための協議会の設置等を進めているところであります。

そして、加えまして、独立行政法人教職員支援機構におきましても、学習塾と教育委員会とが連携した授業力向上の研修プログラムの開発の支援を行った例もございます。

こうした民間団体との連携を通して学校の教職員にもそのノウハウが得られるように、引き続き取組を進めてまいります。

○大島九州男君 今のお話だけを聞くと何かいいような方向に進んでいるように聞こえるんですけど、結果が伴っているかどうかなんですよね。だから、結局不登校の子供が増えているということ、今おっしゃっていることが本当に行われているのか、そしてまた、それがちゃんとして機能しているのかと。

分かりやすく言うと、学習塾とか民間教育を

やっている、スポーツにしてもいろんなところが。極端な話が、不登校が続くということは生徒が辞めていく、企業としては成り立たない。しかし、そうじゃなくて、伸びる企業は伸びていつている、そういうノウハウ、これを積極的に取り入れていけば、はつきり言って、不登校の問題とかにも少しずついい兆しが見えてきているのかな、改善される方向に進んでいつているよなとかいうことが感じられる結果を生んでいるのかどうかと。

それが生まれていないということは、お題目だけ挙げて、文科省はこういうことやたらいいよとか言っているけど、現場の、じゃ、教育委員会とか地方公共団体は、文科省が言っているけど、任命権者である私たちが一応うるさいから報告だけは上げるよと、こういうことやっていますよという、さっきの話じゃないけれども、報告だけ上げときゃいいねというふうなことで、結果が伴っていないんじゃないかということ、結果が伴っていないわけですよ。だから、みんなも一生懸命やろうとしているのは当然ですよ。しかし、結果が伴わないということ、現場にそういうことが伝わっていないと。

だから、しっかりと地方公共団体、教育委員会に強い指導力を持つて、そういうことを、こういう事例があるんだと、こういう先進事例でどう改善しているところがあるぞと、だから、これをまねなさいとか言うぐらいの強い姿勢でもって指導しているのかというのを、ちょっと政務官、教えてくださいませんか。

○大臣政務官(安江伸夫) 委員御指摘のとおり、しっかりと結果を出していくということにこだわっていくべきだということはそのとおりだということに思っております。

繰り返すにすぎませんが、民間のノウハウ、これ、すばらしいものがあればしっかりと教職員のスキルアップにも取り入れていく必要性もあるというふうな思っております、先ほど少し

付言をいたしましたけれども、実際の現場の事例等もございまして、そうしたものが具体的にどのような成果が上がっているのかをまたつぶさに注視しながら、良いものについてはしっかりと展開をしていくように検討してまいりたいというふうに思います。

○大島九州男君 今政務官おっしゃったように、いいものがあつたら、それはもう積極的に地方公共団体、そういうところに下ろしていつて実際にやっつけてやるんだということを要望をしておきますね。

公教育の先生たちが全部悪いとは言っていないんです。経験のないやつばり若い先生たち、逆にかわいそうなんです。見てみると。だから、そういう意味において、民間ノウハウを入れることによって若い人たちも自信を持って教育現場で活躍できるような、そういう思いを持っているということとは是非理解をしていただいて。

文科省は現場でそういうことを頑張っている、その子供政策の司令塔であることも家庭庁として、不登校対策について積極的に、主体的に、さっき言った予算を、文科省がお金がないんだから、こども家庭庁の予算でも突っ込んででもやるんだと、加藤大臣、そういう強い思いが必要だと思っているんですけれども、大臣の考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(加藤鮎子君) 不登校に関してのみならず、教育全体に関してということですね。

お尋ねにつきましては、一義的には文部科学省が中心となる所管事項だとは思いますが、全ての子供がひとしく健やかに成長させることができることもまんなか社会を目指していることも家庭庁におきましても積極的に取り組んでいくべきであると考えております。

○大島九州男君 当然、子供たちが成長していく過程で義務教育は確実に通っていくわけですから、そこからしっかりと、足下から家庭庁がしっかりと

りと力を注いでいって、それからまた引きこもりとかにつながっていかない、そういう政策を具体的にやっていかなくちゃいけないんですから、そこから辺しつかり頑張ってください。

ということで、次の質問に移りますが、塩崎政務官、先日はありがとうございます。副大臣がおっしゃったように、我々、審議会とかいろいろは、もう事務局のレベルに合わせ、思いに合せてやる人が集まっていて、その方向どおりに動いていくというのがいい検討会であったり審議会だということ、そういう認識、まあすばらしい官僚答弁をいただいたので感謝していますが、この広告に関する検討会、この中で、実は無資格者の広告規制について何とかしてこれという議論があったんですけど、その議論はどのような話になっていきますか。

○大臣政務官(塩崎彰久君) 大島委員からの御質問にお答えします。

今お話、言及のありました検討会におきましては、まさに御指摘のとおり、あんまマツサージ師、はり師、きゅう師、そして柔道整復師に関する広告の在り方についての議論を行ってきておりまして、その中でお尋ねの無資格者のサービスについても様々な議論をしてきております。

これまで九回議論が行われておりますので、その無資格者の広告についての議論といつても多岐にわたるわけですが、概して言えば、柔道整復師等の有資格者に比べて無資格者の方が広告可能な範囲が広いのはおかしいのではないかと、又は有資格者だけでなく無資格者に対しての広告規制も設けるべきではないか、こういった議論が出てきているところでございます。

こういった御意見を踏まえて、今後策定を予定しております広告ガイドラインの中におきましても、無資格者に関する広告の適切な在り方について今後お示しする方向性で検討を進めているところでございます。

○大島九州男君 いや、もうまさに広告問題とい

うのの検討会なので、そういう例えば広告する、交通事故専門だとか、保険適用、保険使えますよとかいろいろな、肩凝りとかそういう言葉で宣伝をすることについて規制をする委員会だということに思っているから、整骨院の名称についてというのが第八回、九回で議論された。

この中で私が問題にしたいのは、大臣告示の中に整えるという、整という文字がなくて、接骨という、その接骨という文字が大臣告示の中にあるから整骨院はおかしいんだと、だから、紛らわしいから、その接、整えるじゃなくて接にしると、接骨院にしるとい議論というのは、元々、柔道整復師法という法律の中に、整えるという文字でやっていると法律名ですよ。じゃ、それを言うなら、柔道接骨師とか、それで整えるが入っていないからおかしいとか言うならまだ分かるけれど、元々の法律に整えるが入っていて、後に骨接ぎ又は接骨という、その広告の告示、大臣告示にそれが入っていると言うけど、正直言って、ここにいらつしやる先生方も一般の人も、骨を折って、これは明らかに折れているねとて整骨院に行く人ってまずこの時代いない。昔はそうだったかもしれないけど。

ということは、逆に言うと、その接骨という方が時代に合っていないし、元々の柔道整復師というその法律で決まった名前からいえば、逆に接にする方が混乱を招くし、だつて六割以上はもう接骨ですよ。整骨ね、もうすぐ間違えちゃうんです。整骨ですよ。接骨なんというのは本本当に昔の看板。私も全国いろいろ行きますけど、接骨の方を見付ける方がはつきり言って難しいくらい認知されているのをあえて接骨にしるといこの広告検討会というのをおかしいぞと。

メンバーそれぞれ言うわけじゃないですけど、弁護士さんだけ唯一、いやいや、法律にそうやって整えるって書いてあるんだから、いや、それを駄目だと言うのは何かちよつと疑問ありますねというふうな意見も出ているんですけど、ほかの委員は

全部、いやいや、整骨の整は整形外科と紛らわしいから駄目なんだとか、だからもう接にしなきゃいけないんだみたいなことで議論する。

これ、もうあり得ない検討会だと、私は思うんですけど、政務官、どうでしょうか。

○大臣政務官(塩崎彰久君) 大島委員からの御質問にお答えいたします。

大島委員からの問題意識としては、やはり整骨院という名称が認められてしかるべきではないか、なぜ今認められないかと、こういう問題意識だということに理解をしております。

御案内のように、今、柔道整復師として行うこの業の定義としては、打撲、捻挫、脱臼及び骨折に対し応急的及び医療補助などの目的によりその回復を図るために行う施術、こうされていることから、大臣告示の中では、広告においても骨接ぎ又は接骨という形でこれまで定義をされてきたところでございます。

確かに、柔道整復師という言葉の中に整の字があるではないかという大島委員の御指摘もありますが、まさにその広告の在り方については、様々な関係団体の皆様、専門家の皆様から今まさに検討会の中で御意見をいただいているところでございます。

施術所を整骨院と称することの可否、こちらにつきましても引き続き検討会において御議論をいただくこととしておりまして、これまでの議論の状況や、本日、大島委員からいただいたような御指摘も踏まえて、また柔道整復師の様々な方の御意見もしっかりとお伺いしながら、検討して結果を出してまいりますと考えております。

○大島九州男君 ありがとうございます。

今の御答弁を素直に受け取らせていただくと、先生たちの意見もちゃんと聞きますよと。

国民の受ける素直な感覚からいうと、いやいや、どっちでもいいじゃない、別にと、あえてこつちにしるというふうな国民の声はまずないと

思いますよ。今のままでいいんじゃないのと。だから、余計なことをそこまでさせるようなことがその事務局提案であるということは、その背景にこつしるという圧力が掛かっているから、そしてそういう検討会で議論されているから、私はおかしいと。だから、そういう圧力関係なく、国民の視点で考えたら、今のままで別に問題ないんじゃないのと。

だから、引き続き、この検討会で議論するやつについては私も国会で徹底して注視しながら発言をしていきたいというふうにも思っておりますので、是非、政務官、お父さんにもいろいろお世話になりましたが、是非、正しい判断というか、国民目線の視点で進めるように、ちよつと検討会を注視しておいていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○委員長(大野泰正君) 大島九州男君の質問は終わりました。

本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(大野泰正君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。河野国務大臣。

○国務大臣(河野太郎君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

これは、本年八月七日の人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全ての俸給表の俸給月額について、若年層に重点を置きながら引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間〇・〇五月分ずつ引き上げることとしております。

第二に、新たに在宅勤務等手当を設けて、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定の期間について一か月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、月額三千円を支給することとしております。

第三に、フレックスタイム制を活用した勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大することとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

これは、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定に併せて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(大野泰正君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公務員の処遇及び少子化問題に関する請願  
(第六二号)

第六二号 令和五年十月二十七日受理

公務員の処遇及び少子化問題に関する請願  
請願者 長野県上田市 北沢育夫 外千五  
百五名

紹介議員 羽田 次郎君

我が国は超高齢社会・人口減少社会となり、長生きして良かったと実感できる活力ある長寿社会の実現が急務となつている。誰もが安心できる社会保障制度を構築し、公務員が心置きなく職務に専念し、国家・社会の発展に貢献できる公務員制度の確立を希求する。また、社会保障制度の改革に当たっては年金生活者の負担が過重にならないこと、新型コロナウイルス感染については早期収束を図る対策を積極的に行うことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、公務員の処遇・有為な人材の確保に当たつては、人事院勧告を尊重するとともに、公務員が職務に専念できる環境整備について十分に配慮すること。

二、我が国の人口が減少し続ける現実を注視して、少子化問題の解決を積極的に推進すること。

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

## 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万四千八百円」を「四十一万五千六百円」に改め、同項第二号中「五万八百円」を「五万千五百円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百、」を「百分の百五、」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二」に、「百分の百、」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五、」を「百分の六十」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十一」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二十二條第一項中「三万四千二百円」を「三万四千三百円」に改める。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							

定年 再任用 期間 勤務職 員	基 俸	準 給 月 額																	
		円		円		円		円		円		円		円		円			
	188,700		216,200		256,200		275,600		290,700		316,200		358,000		391,200		442,400		522,800

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。  
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。



定年 任用 特別 職階 員	基 給 月 額 円	基 給 月 額 円	基 給 月 額 円	基 給 月 額 円	基 給 月 額 円	基 給 月 額 円
93	228,200	261,900	296,200	319,700		
94	228,500	262,200	296,700	320,000		
95	228,800	262,500	297,200	320,300		
96	229,100	262,700	297,700	320,500		
97	229,300	262,900	298,000	320,700		
98	229,600	263,200	298,400	321,000		
99	229,800	263,400	298,900	321,300		
100	230,100	263,700	299,400	321,500		
101	230,400	264,000	299,800	321,700		
102	230,600	264,200	300,200			
103	230,900	264,500	300,500			
104	231,200	264,800	300,800			
105	231,500	265,000	301,100			
106	232,000	265,200	301,500			
107	232,300	265,500	301,900			
108	232,600	265,700	302,300			
109	232,800	266,000	302,600			
110	233,200	266,300	303,000			
111	233,600	266,600	303,400			
112	233,900	266,800	303,700			
113	234,100	267,000	303,900			
114	234,600	267,300	304,200			
115	235,100	267,500	304,500			
116	235,600	267,700	304,700			
117	235,900	268,000	304,900			
118	236,300	268,300	305,200			
119	236,700	268,600	305,500			
120	237,000	268,900	305,700			
121	237,400	269,100	305,900			
122		269,300	306,200			
123		269,600	306,500			
124		269,900	306,700			
125		270,100	306,900			
126		270,300	307,200			
127		270,600	307,500			
128		270,900	307,700			
129		271,100	307,900			
130		271,300	308,200			
131		271,600	308,500			
132		271,900	308,700			
133		272,100	308,900			
134		272,300				
135		272,600				
136		272,900				
137		273,100				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の片務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職 階 別	職 級							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	182,900	245,100	286,600	323,400	365,500	410,300	459,900	523,100
2	184,400	247,000	288,800	325,600	368,100	412,700	463,000	526,000
3	186,000	248,900	291,000	327,800	370,500	415,200	466,000	529,100
4	187,600	250,400	293,200	329,800	372,900	417,600	469,000	532,200
5	189,100	252,300	295,200	331,800	374,800	419,500	472,000	535,300
6	191,200	254,400	297,500	333,800	377,300	421,600	475,000	537,600
7	193,200	256,200	299,900	335,700	379,600	423,700	478,000	540,100
8	195,200	258,000	302,200	337,600	382,100	425,900	481,100	542,500
9	196,800	259,900	303,800	339,400	384,500	427,800	483,800	544,900
10	198,500	261,500	306,300	341,300	387,100	429,900	486,900	546,700
11	200,000	263,000	308,300	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	201,500	264,400	310,500	345,100	392,300	433,900	493,000	550,400
13	203,200	265,700	312,800	347,100	394,600	435,600	495,700	552,100
14	204,600	267,400	314,600	349,100	396,900	437,400	498,000	553,500
15	206,000	269,200	316,100	351,100	399,100	439,300	500,300	554,800
16	207,400	270,800	317,700	352,900	401,400	441,200	502,600	555,900
17	209,200	272,200	319,300	354,700	403,200	443,000	504,600	557,200
18	210,900	273,800	321,300	356,600	405,100	444,800	506,000	558,200
19	212,600	275,400	323,500	358,500	407,000	446,600	507,500	559,100
20	214,000	277,200	325,300	360,500	408,800	448,300	508,900	560,000
21	215,500	279,200	327,000	362,200	410,600	450,100	510,100	560,900
22	217,300	281,200	328,900	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	219,100	283,100	330,700	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	220,700	285,200	332,500	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	222,200	286,800	334,200	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	223,700	288,900	335,200	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	225,300	290,700	338,100	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	226,700	292,600	340,000	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	228,000	294,700	341,700	377,300	423,600	460,700	520,100	
30	229,400	296,100	343,600	379,200	424,900	461,400	521,000	
31	230,700	297,700	345,400	381,100	426,200	462,200	521,900	
32	232,100	299,300	347,100	382,800	427,400	462,900	522,800	
33	233,400	300,700	348,300	384,000	428,600	463,600	523,600	
34	234,900	302,100	350,100	385,600	429,900	464,400	524,500	
35	236,500	303,500	352,000	387,100	431,200	465,100	525,200	
36	237,800	304,700	353,900	388,600	432,400	465,700	525,700	
37	239,000	305,900	355,600	390,100	433,600	466,200	526,400	
38	240,500	307,300	357,400	391,000	434,400	466,800	527,000	
39	241,900	308,600	359,200	392,000	435,200	467,400	527,800	
40	243,200	310,000	360,900	392,900	436,000	468,000	528,400	
41	244,100	311,400	362,600	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	245,500	312,800	364,000	395,100	437,300	469,000		
43	246,500	314,200	365,400	396,200	438,000	469,400		
44	247,900	315,700	366,800	397,300	438,700	469,700		
45	249,100	317,200	367,800	398,200	439,500	470,000		
46	250,100	318,700	368,900	398,900	440,300			
47	251,000	320,200	369,900	399,600	440,700			

員以外の職員	48	252,000	321,500	370,900	400,300	441,400					
	49	253,000	322,500	371,600	400,800	441,900					
	50	253,800	323,700	371,900	401,300	442,300					
	51	254,600	324,900	372,400	401,800	442,700					
	52	255,400	326,100	372,900	402,200	443,100					
	53	256,200	327,100	373,300	402,600	443,500					
	54	257,300	328,100	373,800	402,900	443,900					
	55	258,400	329,000	374,400	403,200	444,300					
	56	259,500	329,900	374,900	403,500	444,600					
	57	260,700	330,600	375,400	403,800	444,900					
	58	261,900	331,300	376,000	404,100	445,300					
	59	263,000	332,000	376,600	404,400	445,600					
	60	264,100	332,800	377,100	404,700	445,900					
	61	265,100	333,400	377,500	405,000	446,200					
	62	266,100	333,900	378,000	405,300						
	63	267,100	334,500	378,600	405,600						
	64	268,000	335,000	379,200	405,900						
	65	268,900	335,400	379,700	406,200						
	66	269,900	335,600	380,300	406,500						
	67	270,800	336,000	380,600	406,800						
	68	271,700	336,500	381,100	407,100						
	69	272,700	336,800	381,700	407,300						
	70	273,600	337,300	382,200	407,600						
	71	274,500	337,700	382,700	407,900						
	72	275,400	338,100	383,200	408,100						
	73	276,300	338,600	383,700	408,300						
	74	277,200	339,100	384,200	408,600						
	75	278,100	339,600	384,700	408,900						
	76	279,000	340,000	385,100	409,100						
	77	280,000	340,200	385,500	409,300						
	78	281,000	340,600	385,800							
	79	281,800	341,100	386,100							
	80	282,700	341,500	386,300							
	81	283,200	341,800	386,500							
	82	284,000		386,800							
	83	284,800		387,100							
	84	285,700		387,300							
	85	286,600		387,500							
	86	287,400		387,800							
	87	288,200		388,100							
	88	289,000		388,300							
	89	289,700		388,500							
	90	290,200									
	91	290,600									
	92	291,000									
	93	291,400									
定年 前任用 短時間 勤務職員		基 俸 給 月 額	準 給 月 額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		211,100	241,800	284,300	316,500	358,000	391,200	442,400	522,800		

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 (二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、201,800円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職員の区分	職級の号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		俸給月額	円																		
	1	180,300	円	239,200	円	272,500	円	302,500	円	326,500	円	351,800	円	384,600	円	425,000	円	459,900	円	523,100	円
	2	181,800		241,000		274,000		304,300		328,600		354,000		386,800		426,800		466,900		526,000	
	3	183,500		242,800		275,400		306,000		330,600		356,200		388,700		428,700		468,000		529,100	
	4	185,100		244,400		276,800		307,800		332,600		358,100		390,600		430,600		469,000		532,200	
	5	186,800		246,200		278,200		309,300		334,600		360,000		392,300		432,000		472,000		535,300	
	6	188,600		248,000		279,800		311,100		336,100		362,000		394,300		433,600		475,000		537,600	
	7	190,400		249,700		281,400		313,000		337,600		364,000		396,100		435,200		478,000		540,100	
	8	192,300		251,400		282,700		314,900		339,100		365,800		397,900		436,700		481,100		542,500	
	9	194,100		252,700		283,700		316,500		340,600		367,500		399,600		438,100		483,800		544,900	
	10	196,000		254,200		285,100		318,500		342,800		369,500		401,500		439,800		486,900		546,700	
	11	198,000		255,700		286,400		320,500		345,000		371,500		403,500		441,400		489,900		548,500	
	12	200,000		257,100		287,700		322,500		347,000		373,500		405,500		442,800		493,000		550,400	
	13	201,600		258,500		288,700		324,400		348,800		375,300		407,100		443,700		495,700		552,100	
	14	203,200		259,600		289,900		326,000		350,800		377,300		409,200		445,300		498,000		553,500	
	15	205,000		260,600		291,000		327,500		352,700		379,300		411,200		447,100		500,300		554,800	
	16	206,600		261,600		292,100		329,000		354,600		381,300		413,300		448,900		502,600		555,900	
	17	208,300		262,800		293,100		330,500		356,500		382,900		415,000		450,400		504,600		557,200	
	18	212,100		264,100		294,500		332,700		358,500		384,900		416,600		452,200		506,000		558,200	
	19	215,900		265,300		296,000		334,800		360,400		386,800		418,200		454,000		507,500		559,100	
	20	219,600		266,300		297,500		336,900		362,400		388,800		419,800		455,700		508,900		560,000	
	21	222,900		267,500		299,100		338,600		364,100		390,500		421,300		457,300		510,100		560,900	
	22	224,700		268,700		300,500		340,400		366,000		392,600		422,900		459,000		511,500			
	23	226,300		269,900		302,100		342,200		367,800		394,600		424,300		460,600		513,000			
	24	227,800		271,000		303,700		344,000		369,700		396,600		425,700		462,400		514,500			
	25	229,600		272,000		305,200		345,900		371,400		398,100		426,800		463,900		515,600			
	26	230,900		273,100		307,000		347,900		373,400		400,100		428,200		465,300		516,700			
	27	232,100		273,900		308,700		349,800		375,400		402,100		429,700		466,800		517,900			
	28	233,400		274,700		310,200		351,600		377,400		404,200		431,200		468,100		519,100			
	29	234,700		275,400		311,700		353,400		379,200		405,700		432,500		469,300		520,100			
	30	235,900		276,000		313,200		355,500		381,300		407,500		434,200		470,000		521,000			
	31	237,100		276,600		314,700		357,300		383,300		409,100		435,800		470,700		521,900			
	32	238,100		277,300		316,200		359,200		385,300		410,800		437,400		471,400		522,800			
	33	239,400		277,900		317,600		360,600		387,100		412,400		438,800		471,900		523,600			
	34	240,500		278,400		319,100		362,600		389,200		413,900		440,500		472,700		524,500			
	35	241,500		278,900		320,600		364,500		391,200		415,400		442,200		473,400		525,200			
	36	242,500		279,400		322,100		366,500		393,100		416,800		443,800		474,000		525,700			
	37	243,200		279,900		323,600		368,400		394,800		418,000		445,200		474,300		526,400			
	38	244,000		280,700		325,200		370,500		396,200		419,500		445,900		474,900		527,000			
	39	244,900		281,600		326,700		372,400		397,500		421,000		446,600		475,400		527,800			
	40	245,700		282,600		328,200		374,400		398,800		422,400		447,300		475,900		528,400			
	41	246,500		283,600		329,700		376,300		399,800		423,900		447,700		476,400		528,900			
	42	247,300		284,700		331,000		378,400		400,900		425,200		448,300		476,800					
	43	248,000		285,600		332,200		380,400		401,900		426,400		449,000		477,200					
	44	248,700		286,700		333,500		382,400		402,900		427,600		449,600		477,600					
定年 前任用 短時間 勤務職員	45																				

48	250,700	289,700	338,200	389,000	407,400	430,900	452,100						
49	251,000	290,300	338,800	390,200	408,600	431,400	452,600						
50	251,300	291,200	340,000	391,200	409,400	431,800	452,900						
51	251,600	292,000	341,100	392,200	410,200	432,200	453,200						
52	251,800	292,400	342,200	393,200	410,800	432,500	453,600						
53	252,000	292,900	343,300	394,300	411,300	432,800	454,000						
54	252,300	293,400	344,400	395,400	412,200	433,200	454,200						
55	252,600	293,900	345,500	396,500	412,700	433,500	454,500						
56	252,800	294,300	346,600	397,600	413,300	433,800	454,700						
57	253,000	294,800	347,600	398,900	414,000	434,100	455,100						
58	253,300	295,500	348,700	399,700	414,400	434,400	455,300						
59	253,600	296,000	349,700	400,500	415,000	434,700	455,500						
60	253,800	296,600	350,700	401,100	415,600	435,000	455,700						
61	254,000	297,200	351,300	401,600	416,000	435,300	456,100						
62	254,300	297,700	352,100	402,300	416,600	435,600							
63	254,600	298,200	352,900	403,000	417,100	435,900							
64	254,800	298,500	353,700	403,700	417,600	436,200							
65	255,000	298,800	354,100	404,000	418,100	436,500							
66	255,300		354,600	404,700	418,700	436,800							
67	255,600		355,100	405,400	419,100	437,100							
68	255,800		355,600	405,900	419,600	437,400							
69	256,000		356,100	406,300	420,000	437,600							
70	256,300		356,800	406,800	420,300	437,900							
71	256,600		357,500	407,400	420,600	438,200							
72	256,800		358,100	407,900	420,900	438,400							
73	257,000		358,600	408,400	421,200	438,600							
74			359,100	408,800	421,500	438,900							
75			359,700	409,300	421,800	439,200							
76			360,300	409,800	422,100	439,500							
77			360,800	410,300	422,300	439,700							
78			361,300	410,800	422,600	440,000							
79			361,600	411,400	422,900	440,300							
80			362,000	411,900	423,100	440,600							
81			362,200	412,300	423,300	440,800							
82			362,700	412,900	423,600	441,100							
83			363,200	413,400	423,900	441,400							
84			363,700	413,600	424,100	441,700							
85			363,900	413,900	424,300	441,900							
86				414,400	424,600								
87				414,700	424,900								
88				415,000	425,100								
89				415,300	425,300								
90				415,700	425,600								
91				416,100	425,900								
92				416,500	426,100								
93				416,800	426,300								
定年任用 短時間勤務職員	基 俸 給 月 額 円	準 基 俸 給 月 額 円	基 俸 給 月 額 円										
	206,700	232,700	280,400	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100	522,800			

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級		11 級			
		俸給月額	円																						
	1	188,100		204,100		227,900		265,300		302,500		326,500		351,800		384,600		425,000		459,900		523,100		523,100	
	2	189,900		205,800		229,900		266,800		304,300		328,600		354,000		386,800		426,800		463,000		526,000		526,000	
	3	191,800		207,600		231,700		268,200		306,000		330,600		356,200		388,700		428,700		466,000		529,100		529,100	
	4	193,500		209,400		233,500		269,600		307,800		332,600		358,100		390,600		430,600		469,000		532,200		532,200	
	5	194,900		211,300		235,500		271,100		309,300		334,600		360,000		392,300		432,000		472,000		535,300		535,300	
	6	196,800		213,400		237,000		272,400		311,100		336,100		362,000		394,300		433,600		475,000		537,600		537,600	
	7	198,600		215,700		238,500		273,600		313,000		337,600		364,000		396,100		435,200		478,000		540,100		540,100	
	8	200,500		217,900		240,100		274,800		314,900		339,100		365,800		397,900		436,700		481,100		542,500		542,500	
	9	202,100		219,800		242,000		275,800		316,500		340,600		367,500		399,600		438,100		483,800		544,900		544,900	
	10	203,800		221,900		243,600		277,000		318,500		342,800		369,500		401,500		439,800		486,900		546,700		546,700	
	11	205,500		224,000		245,300		278,200		320,500		345,000		371,500		403,500		441,400		489,900		548,500		548,500	
	12	207,200		225,800		246,800		279,300		322,500		347,000		373,500		405,500		442,800		493,000		550,400		550,400	
	13	208,900		227,600		248,500		280,400		324,400		348,800		375,300		407,100		443,700		495,700		552,100		552,100	
	14	210,900		229,400		250,400		281,700		326,000		350,800		377,300		409,200		445,300		498,000		553,500		553,500	
	15	213,000		231,100		252,200		282,700		327,500		352,700		379,300		411,200		447,100		500,300		554,800		554,800	
	16	215,000		232,700		254,000		283,700		329,000		354,600		381,300		413,300		448,900		502,600		555,900		555,900	
	17	217,100		234,600		255,300		284,400		330,500		356,500		382,900		415,000		450,400		504,600		557,200		557,200	
	18	218,900		236,000		256,800		285,800		332,700		358,500		384,900		416,600		452,200		506,000		558,200		558,200	
	19	220,800		237,400		258,300		287,100		334,800		360,400		386,800		418,200		454,000		507,500		559,100		559,100	
	20	222,700		238,800		259,700		288,400		336,900		362,400		388,800		419,800		455,700		508,900		560,000		560,000	
	21	224,600		240,400		261,100		289,400		338,600		364,100		390,500		421,300		457,300		510,100		560,900		560,900	
	22	226,400		241,900		261,900		290,400		340,400		366,000		392,600		422,900		459,000		511,500					
	23	228,000		243,500		262,700		291,600		342,200		367,800		394,600		424,300		460,600		513,000					
	24	229,500		245,100		263,600		292,700		344,000		369,700		396,600		425,700		462,400		514,500					
	25	231,400		246,700		264,500		293,600		345,900		371,400		398,100		426,800		463,900		515,600					
	26	232,800		248,300		265,600		295,100		347,900		373,400		400,100		428,200		465,300		516,700					
	27	234,100		249,900		266,700		296,700		349,800		375,400		402,100		429,700		466,800		517,900					
	28	235,500		251,400		267,600		298,200		351,600		377,400		404,200		431,200		468,100		519,100					
	29	237,200		252,400		268,400		299,800		353,400		379,200		405,700		432,500		469,300		520,100					
	30	238,900		253,900		269,400		301,500		355,500		381,300		407,500		434,200		470,000		521,000					
	31	240,500		255,400		270,500		303,200		357,300		383,300		409,100		435,800		470,700		521,900					
	32	242,000		256,800		271,400		304,900		359,200		385,300		410,800		437									

第一部 内閣委員会会議録第三号 令和五年十一月十四日【参議院】

47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600												
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100												
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600												
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900												
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200												
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600												
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000												
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200												
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500												
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700												
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100												
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300												
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500												
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700												
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100												
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600													
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900													
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200													
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500													
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800													
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100													
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400													
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600													
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900													
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200													
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400													
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600													
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900													
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200													
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500													
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700													
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000													
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300													
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600													
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800													
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100													
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400													
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700													
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900													
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600														
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900														
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100														
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300														
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600														
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900														
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100														
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300														
94	302,300	325,900	351,900	385,300																
95	303,400	327,200	353,400	385,900																
96	304,700	328,500	354,800	386,400																
97	305,800	329,700	356,100	386,800																
98	307,000	331,000	357,300	387,200																
99	308,200	332,200	358,400	387,800																

100	309,400	333,400	359,600	388,300																
101	310,500	334,800	360,700	388,700																
102	311,500	335,700	361,800	389,200																
103	312,500	336,700	362,900	389,800																
104	313,500	337,800	364,000	390,300																
105	314,300	338,900	365,200	390,600																
106	314,900	340,000	365,700	391,000																
107	315,500	341,000	366,300	391,500																
108	316,100	342,000	366,900	391,800																
109	316,600	343,200	367,500	392,100																
110	317,100	344,200	368,000	392,600																
111	317,500	345,200	368,500	393,100																
112	318,000	346,100	369,000	393,600																
113	318,800	347,000	369,400	393,900																
114	319,500	347,900	369,800	394,400																
115	320,200	348,900	370,400	394,900																
116	320,800	349,900	370,900	395,400																
117	321,400	350,900	371,300	395,700																
118	322,200	351,300	371,800	396,200																
119	322,900	351,900	372,400	396,700																
120	323,700	352,500	372,900	397,200																
121	324,300	352,800	373,100	397,600																
122	324,600	353,200	373,600	398,100																
123	325,100	353,700	374,100	398,500																
124	325,600	354,100	374,500	399,000																
125	325,900	354,500	375,000	399,400																
126		354,900	375,500																	
127		355,400	376,000																	
128		355,800	376,500																	
129		356,200	376,800																	
130		356,600	377,300																	
131		357,000	377,800																	
132		357,400	378,300																	
133		357,600	378,600																	
134		358,100	379,100																	
135		358,500	379,500																	
136		358,800	379,900																	
137		359,100	380,200																	

ロ 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		俸給月額	円																		
	1	180,300		239,200		272,500		302,500		326,500		351,800		384,600		425,000		459,900		523,100	
	2	181,900		241,000		274,000		304,300		328,600		354,000		386,800		426,800		463,000		526,000	
	3	183,700		242,800		275,400		306,000		330,600		356,200		388,700		428,700		466,000		529,100	
	4	185,400		244,400		276,800		307,800		332,600		358,100		390,600		430,600		469,000		532,200	
	5	187,100		246,200		278,200		309,300		334,600		360,000		392,300		432,000		472,000		535,300	
	6	189,000		248,000		279,800		311,100		336,100		362,000		394,300		433,600		475,000		537,600	
	7	190,900		249,700		281,400		313,000		337,600		364,000		396,100		435,200		478,000		540,100	
	8	193,000		251,400		282,700		314,900		339,100		365,800		397,900		436,700		481,100		542,500	
	9	195,000		252,700		283,700		316,500		340,600		367,500		399,600		438,100		483,800		544,900	
	10	197,000		254,200		285,100		318,500		342,800		369,500		401,500		439,800		486,900		546,700	
	11	199,000		255,700		286,400		320,500		345,000		371,500		403,500		441,400		489,900		548,500	
	12	201,100		257,100		287,700		322,500		347,000		373,500		405,500		442,800		493,000		550,400	
	13	202,800		258,500		288,800		324,400		348,800		375,300		407,100		443,700		495,700		552,100	
	14	204,700		259,600		289,900		326,000		350,800		377,300		409,200		445,300		498,000		553,500	
	15	206,600		260,600		291,000		327,500		352,700		379,300		411,200		447,100		500,300		554,800	
	16	208,400		261,600		292,100		329,000		354,600		381,300		413,300		448,900		502,600		555,900	
	17	210,200		262,800		293,100		330,500		356,500		382,900		415,000		450,400		504,600		557,200	
	18	213,600		264,100		294,500		332,700		358,500		384,900		416,600		452,200		506,000		558,200	
	19	216,900		265,300		296,000		334,800		360,400		386,800		418,200		454,000		507,500		559,100	
	20	219,900		266,300		297,500		336,900		362,400		388,800		419,800		455,700		508,900		560,000	
	21	222,900		267,500		299,100		338,600		364,100		390,500		421,300		457,300		510,100		560,900	
	22	224,700		268,700		300,500		340,400		366,000		392,600		422,900		459,000		511,500		561,500	
	23	226,300		269,900		302,100		342,200		367,800		394,600		424,300		460,600		513,000		562,000	
	24	227,800		271,000		303,700		344,000		369,700		396,600		425,700		462,400		514,500		562,500	
	25	229,600		272,000		305,200		345,900		371,400		398,100		426,800		463,900		515,600		563,000	
	26	230,900		273,300		307,000		347,900		373,400		400,100		428,200		465,300		516,700		563,500	
	27	232,100		274,200		308,700		349,800		375,400		402,100		429,700		466,800		517,900		564,000	
	28	233,400		275,300		310,200		351,600		377,400		404,200		431,200		468,100		519,100		564,500	
	29	234,700		276,200		311,700		353,400		379,200		405,700		432,500		469,300		520,100		565,000	
	30	235,900		277,100		313,200		355,500		381,300		407,500		434,200		470,000		521,000		565,500	
	31	237,100		278,000		314,700		357,300		383,300		409,100		435,800		470,700		521,900		566,000	
	32	238,100		278,800		316,200		359,200		385,300		410,800		437,400		471,400		522,800		566,500	

	33	239,400		279,500		317,600		360,600		387,100		412,400		438,800		471,900		523,600		567,000	
	34	240,600		280,400		319,100		362,600		389,200		413,900		440,500		472,700		524,500		567,500	
	35	241,900		281,000		320,600		364,500		391,200		415,400		442,200		473,400		525,200		568,000	
	36	243,100		281,600		322,100		366,500		393,100		416,800		443,800		474,000		525,700		568,500	
	37	244,200		282,400		323,600		368,400		394,800		418,000		445,200		474,300		526,400		569,000	
	38	245,300		283,400		325,200		370,500		396,200		419,500		445,900		474,900		527,000		569,500	
	39	246,400		284,400		326,700		372,400		397,500		421,000		446,600		475,400		527,800		570,000	
	40	247,400		285,400		328,200		374,400		398,800		422,400		447,300		475,900		528,400		570,500	
	41	248,400		286,700		329,700		376,300		399,800		423,900		447,700		476,400		528,900		571,000	
	42	249,100		287,900		331,100		378,400		400,900		425,200		448,300		476,800		529,400		571,500	
	43	249,800		289,000		332,500		380,400		401,900		426,400		449,000		477,200		529,900		572,000	
	44	250,500		290,000		334,100		382,400		402,900		427,600		449,600		477,600		530,400		572,500	
	45	251,400		291,100		335,500		384,100		404,000		428,600		450,400		477,900		530,900		573,000	
	46	252,300		292,100		337,100		385,800		405,200		429,300		451,100		478,300		531,400		573,500	
	47	253,200		293,100		338,500		387,400		406,300		430,100		451,600		478,700		531,900		574,000	
	48	254,100		294,100		340,000		389,000		407,400		430,900		452,100		479,100		532,400		574,500	
	49	254,800		295,000		340,900		390,200		408,600		431,400		452,600		479,500		532,900		575,000	
	50	255,500		296,200		342,400		391,200		409,400		431,800		452,900		479,900		533,400		575,500	
	51	256,300		297,200		343,900		392,200		410,200		432,200		453,200		480,300		533,900		576,000	
	52	257,100		298,100		345,500		393,200		410,800		432,500		453,600		480,700		534,400		576,500	
	53	257,500		299,100		346,900		394,300		411,300		432,800		454,000		481,100		534,900		577,000	
	54	258,300		300,100		348,500		395,400		412,000		433,200		454,200		481,500		535,400		577,500	
	55	259,000		301,100		350,000		396,500		412,700		433,500		454,500		481,900		535,900		578,000	
	56	259,800		302,100		351,500		397,600		413,300		433,800		454,700		482,300		536,400		578,500	
	57	260,300		303,000		352,900		398,900		414,000		434,100		455,100		482,700		536,900		579,000	
	58	261,100		304,000		354,200		399,700		414,400		434,400		455,300		483,100		537,400		579,500	
	59	261,700		304,900		355,400		400,500		415,000		434,700		455,500		483,500		537,900		580,000	
	60	262,300		305,800		356,500		401,100		415,600		435,000		455,700		483,900		538,400		580,500	
	61	263,100		306,600		357,700		401,600		416,000		435,300		456,100		484,300		538,900		581,000	
	62	263,700		307,500		358,700		402,300		416,600		435,600		456,300		484,700		539,400		581,500	
	63	264,400		308,500		359,700		403,000		417,100		435,900		456,500		485,100		539,900		582,000	
	64	265,100		309,500		360,700		403,700		417,600		436,200		456,700		485,500		540,400		582,500	
	65	265,800		310,000		361,100		404,000		418,100		436,500		456,900		485,900		540,900		583,000	
	66	266,700		310,900		361,800		404,700		418,700		436,800		457,100		486,300		541,400		583,500	
	67	267,500		311,700		362,500		405,400		419,100		437,100		457,300		486,700		541,900		584,000	
	68	268,400		312,700		363,300		405,900													

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職員の区分	職階の号	俸給月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	1	193,900 円	246,100 円	287,500 円	332,200 円	365,600 円	420,700 円	490,400 円
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000	492,200
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,000	494,000
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500	495,800
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700	497,500
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000	498,900
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300	500,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500	501,600
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200	502,800
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300	504,100
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400	505,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400	506,700
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100	508,000
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300	509,100
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400	510,200
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600	511,200
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700	512,200
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900	513,300
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100	514,500
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300	515,500
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300	516,500
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100	517,400
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800	518,300
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400	519,100
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800	519,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000	520,400
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200	521,000
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300	521,600
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300	522,200
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300	
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300	
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300	

備考 (一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

70	270,200	314,600	364,700	406,800	420,300	437,900				
71	271,100	315,400	365,400	407,400	420,600	438,200				
72	272,000	316,100	365,900	407,900	420,900	438,400				
73	272,800	316,800	366,600	408,400	421,200	438,600				
74	273,400	317,300	367,200	408,800	421,500	438,900				
75	274,100	317,700	367,800	409,300	421,800	439,200				
76	274,800	318,100	368,400	409,800	422,100	439,500				
77	275,300	318,300	368,900	410,300	422,300	439,700				
78	276,000	318,600	369,500	410,800	422,600	440,000				
79	276,600	318,900	370,000	411,400	422,900	440,300				
80	277,200	319,100	370,500	411,900	423,100	440,600				
81	277,600	319,300	370,800	412,300	423,300	440,800				
82	278,000	319,500	371,300	412,900	423,600	441,100				
83	278,600	319,800	371,800	413,400	423,900	441,400				
84	279,200	320,100	372,300	413,600	424,100	441,700				
85	279,900	320,300	372,800	413,900	424,300	441,900				
86	280,300	320,500	373,200	414,400	424,600					
87	280,500	320,700	373,700	414,700	424,900					
88	280,800	321,100	374,100	415,000	425,100					
89	281,100	321,300	374,300	415,300	425,300					
90		321,500	374,600	415,700	425,600					
91		321,700	375,100	416,100	425,900					
92		322,000	375,400	416,500	426,100					
93		322,300	375,600	416,800	426,300					
94		322,500	376,000							
95		322,800	376,500							
96		323,100	376,800							
97		323,400	377,000							
98		323,600	377,400							
99		323,900	377,900							
100		324,200	378,200							
101		324,500	378,500							
定年用時勤務員	基俸 213,700 円	準額 240,900 円	基俸 283,300 円	準額 306,200 円	基俸 320,300 円	準額 343,900 円	基俸 379,200 円	準額 410,900 円	基俸 453,100 円	準額 522,800 円





別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の番号	1 級					2 級					3 級					4 級					5 級				
		俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円			
1	1	233,100	円	290,700	円	335,600	円	410,200	円	535,900	円															
2	2	235,400	円	293,300	円	338,500	円	412,500	円	538,900	円															
3	3	237,600	円	295,700	円	341,500	円	414,600	円	542,000	円															
4	4	239,600	円	298,000	円	344,500	円	416,700	円	545,100	円															
5	5	241,700	円	300,300	円	347,400	円	418,600	円	548,100	円															
6	6	243,400	円	302,600	円	349,800	円	421,000	円	550,500	円															
7	7	245,100	円	304,700	円	352,300	円	423,200	円	553,000	円															
8	8	246,900	円	306,900	円	354,700	円	425,500	円	555,400	円															
9	9	249,000	円	309,200	円	357,200	円	427,200	円	557,700	円															
10	10	251,300	円	311,600	円	359,800	円	429,700	円	559,500	円															
11	11	253,600	円	314,000	円	362,400	円	431,900	円	561,400	円															
12	12	255,600	円	316,400	円	365,200	円	434,100	円	563,300	円															
13	13	257,700	円	318,700	円	367,800	円	435,500	円	565,000	円															
14	14	260,100	円	320,700	円	369,500	円	437,700	円	566,400	円															
15	15	262,400	円	322,700	円	371,700	円	439,900	円	567,700	円															
16	16	264,700	円	324,400	円	373,900	円	442,200	円	568,900	円															
17	17	266,600	円	326,400	円	375,600	円	444,300	円	570,200	円															
18	18	269,400	円	328,200	円	377,600	円	446,600	円	571,000	円															
19	19	272,200	円	330,000	円	379,600	円	448,800	円	572,400	円															
20	20	274,900	円	331,700	円	381,400	円	451,100	円	574,000	円															
21	21	277,600	円	333,100	円	383,200	円	453,100	円	573,200	円															
22	22	280,200	円	335,500	円	384,700	円	455,400	円																	
23	23	282,700	円	337,600	円	385,900	円	457,800	円																	
24	24	285,100	円	339,800	円	387,100	円	460,100	円																	
25	25	287,500	円	341,600	円	388,200	円	462,100	円																	
26	26	290,000	円	343,500	円	389,900	円	464,200	円																	
27	27	292,400	円	345,600	円	391,600	円	466,300	円																	
28	28	294,900	円	347,700	円	393,300	円	468,400	円																	
29	29	297,300	円	349,600	円	395,000	円	470,400	円																	
30	30	299,600	円	351,500	円	396,600	円	472,700	円																	
31	31	301,800	円	353,800	円	398,000	円	474,900	円																	
32	32	304,000	円	355,000	円	399,300	円	476,800	円																	
33	33	306,200	円	356,900	円	400,900	円	478,700	円																	
34	34	308,400	円	358,500	円	402,500	円	480,800	円																	
35	35	310,900	円	360,000	円	404,000	円	483,000	円																	
36	36	313,100	円	361,400	円	405,700	円	485,000	円																	
37	37	315,400	円	362,800	円	406,800	円	487,100	円																	
38	38	316,700	円	364,800	円	408,300	円	489,100	円																	
39	39	318,300	円	366,700	円	409,800	円	491,000	円																	
40	40	319,700	円	368,400	円	411,000	円	492,900	円																	

77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100
86		294,200	327,500	336,300	352,500
87		294,500	327,700	336,600	352,900
88		294,700	327,900	336,900	353,300
89		294,900	328,200	337,100	353,700
90		295,100	328,500	337,400	
91		295,400	328,700	337,700	
92		295,700	329,000	338,100	
93		295,900	329,200	338,500	
94		296,200	329,400	338,700	
95		296,500	329,700	339,000	
96		296,700	330,000	339,200	
97		296,900	330,200	339,500	
98		297,100	330,500	339,800	
99		297,300	330,700	340,100	
100		297,600	331,000	340,400	
101		297,900	331,200	340,600	
102		298,200	331,400	340,900	
103		298,400	331,600	341,200	
104		298,600	331,800	341,500	
105		298,900	332,200	341,700	
106			332,400	342,100	
107			332,600	342,300	
108			332,900	342,500	
109			333,200	342,800	
110			333,400		
111			333,700		
112			334,000		
113			334,200		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一））の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

41	321,100	370,100	411,900	494,900					
42	321,500	371,900	413,500	496,800					
43	321,900	373,500	415,000	498,500					
44	322,300	374,900	416,600	500,400					
45	322,900	376,600	417,900	502,300					
46	323,400	378,300	419,400	504,100					
47	324,200	379,800	420,800	505,900					
48	325,000	381,300	422,300	507,700					
49	325,600	382,800	423,600	509,400					
50	326,300	384,400	424,800	511,100					
51	327,000	385,900	426,100	512,900					
52	327,700	387,300	427,300	514,800					
53	328,700	388,600	428,000	516,300					
54	329,400	390,100	428,900	517,900					
55	329,800	391,500	429,800	519,600					
56	330,400	393,100	430,700	521,200					
57	330,800	394,400	431,500	522,800					
58	331,500	395,800	432,400	524,100					
59	332,200	397,100	433,300	525,400					
60	332,800	398,400	434,100	526,600					
61	333,500	399,600	434,800	527,800					
62	334,400	401,000	435,700	528,800					
63	335,300	402,400	436,700	529,800					
64	336,100	403,800	437,600	530,800					
65	336,800	404,800	438,500	531,400					
66	337,800	405,900	439,400	532,300					
67	338,500	406,900	440,400	533,200					
68	339,500	408,000	441,300	534,100					
69	340,100	408,900	442,300	535,000					
70	341,000	409,700	443,300	535,800					
71	341,900	410,500	444,200	536,500					
72	342,800	411,200	445,200	537,000					
73	343,100	411,900	446,200	537,700					
74	344,100	412,800	447,100	538,200					
75	345,100	413,600	448,000	539,000					
76	346,100	414,300	449,000	539,600					
77	347,100	414,900	449,800	540,100					
78	348,000	415,300	450,300						
79	348,900	415,600	451,000						
80	349,800	415,900	451,600						
81	350,700	416,200	452,400						
82	351,600	416,500	453,100						
83	352,500	416,700	453,400						
84	353,400	417,000	454,000						
85	354,000	417,200	454,400						
86	354,600	417,500	454,700						
87	355,200	417,800	455,000						

88	355,800	418,100	455,300						
89	356,300	418,300							
90	356,700	418,600	455,600						
91	357,100	418,900							
92	357,500	419,200							
93	357,900	419,400							
94	358,300	419,700							
95	358,800	420,000							
96	359,200	420,300							
97	359,800	420,500							
98	360,300	420,800							
99	360,700	421,100							
100	361,200	421,300							
101	361,600	421,500							
102	362,100	421,800							
103	362,400	422,100							
104	362,800	422,300							
105	363,300	422,500							
106	363,700								
107	364,200								
108	364,700								
109	365,100								
110	365,600								
111	366,100								
112	366,500								
113	366,900								
114	367,300								
115	367,800								
116	368,200								
117	368,600								
118	369,000								
119	369,500								
120	369,900								
121	370,200								
122	370,600								
123	371,100								
124	371,400								
125	371,800								
126	372,300								
127	372,800								
128	373,200								
129	373,600								

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。



別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号	俸給月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
10	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
11	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
12	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
13	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
14	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
15	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
16	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
17	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
18	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
19	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
20	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
21	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
22	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
23	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
24	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
25	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
26	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
27	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
28	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
29	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
30	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
31	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
32	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
33	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
34	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
35	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
36	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
37	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
38	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	

97		318,300	404,100	439,700
98		318,700	405,000	440,100
99		319,100	406,900	440,400
100		319,400	408,800	440,700
101		319,700	407,600	441,000
102		320,000	408,600	
103		320,300	409,600	
104		320,600	410,600	
105		321,000	411,200	
106		321,500	411,900	
107		322,000	412,600	
108		322,400	413,200	
109		322,800	413,700	
110		323,300	414,100	
111		323,700	414,400	
112		324,200	414,700	
113		324,500	414,900	
114		325,000	415,200	
115		325,400	415,500	
116		325,800	415,800	
117		326,100	416,000	
118		326,500	416,300	
119		327,000	416,600	
120		327,500	416,800	
121		327,700	417,000	
122		328,100	417,300	
123		328,600	417,600	
124		328,900	417,800	
125		329,100	418,000	
126		329,400		
127		329,900		
128		330,300		
129		330,500		
130		330,900		
131		331,400		
132		331,800		
133		332,000		
134		332,400		
135		332,900		
136		333,200		
137		333,500		
138		333,900		
139		334,300		
140		334,700		
141		335,100		
	基準 給 月 額 円	248,600		
	基準 給 月 額 円		294,200	
	基準 給 月 額 円			311,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。



別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職員の区分	職務の区号	俸給月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
		267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
		269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
		272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
2	2	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
		277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
		281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
		284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
3	3	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
		291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
		295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
		298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
4	4	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
		320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
		324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
		327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
5	5	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
		335,000	403,900	453,300	517,700	
		338,400	405,500	455,600	519,500	
		341,700	407,100	457,800	521,300	
6	6	345,000	408,800	459,800	522,900	
		347,500	411,000	462,100	524,700	
		350,000	413,100	464,300	526,500	
		352,300	415,100	466,600	528,300	
7	7	354,400	417,200	468,700	529,900	
		356,100	419,300	470,900	531,700	
		357,800	420,900	473,200	533,500	
		359,600	422,600	475,300	535,300	
8	8	361,500	424,500	477,100	536,900	
		363,700	426,000	479,200	538,700	
		365,800	427,800	481,300	540,400	
		367,800	429,600	483,300	542,100	
9	9	369,700	431,500	485,400	543,700	
		371,900	433,500	487,100	545,300	
		374,000	435,300	488,900	546,700	
		376,000	437,200	490,700	548,300	
10	10	378,000	439,000	492,300	549,800	
		378,700	440,700	494,100	551,200	
		379,300	442,400	495,900	552,600	
		380,000	444,200	497,500	553,900	
11	11	380,900	446,000	498,900	555,100	
		382,200	447,800	500,600	556,100	
		383,500	449,500	502,400	557,100	
		384,800	451,200	504,100	558,100	

職員の区分	職務の区号	俸給月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
労働者以外の職員	97	385,600	452,800	505,600	559,100		
		386,400	454,500	506,900	560,000		
		387,200	456,200	508,200	560,900		
		387,700	457,900	509,500	561,800		
		388,500	459,800	510,500	562,600		
		389,300	461,000	511,800	563,500		
		390,000	462,200	513,100	564,400		
		390,700	463,400	514,400	565,300		
		391,400	464,400	515,400	566,200		
		392,300	465,400	516,200	567,100		
		393,000	466,300	517,000	568,000		
		393,600	467,100	517,800	568,700		
		394,100	467,900	518,700	569,600		
		394,600	468,600	519,500	570,500		
		395,000	469,300	520,400	571,400		
		395,400	469,900	521,200	572,300		
		395,700	470,600	522,100	573,200		
		396,600	471,300	523,000			
		397,200	471,900	523,700			
		397,700	472,500	524,600			
		398,200	472,800	525,500			
		398,400	473,400	526,300			
		398,800	474,100	527,200			
		399,200	474,800	528,100			
		472,800	528,900	528,900			
		473,400	529,800	529,800			
		474,100	530,700	530,700			
		474,800	531,400	531,400			
		475,200	532,200	532,200			
		475,200	533,100	533,100			
		476,500	534,000	534,000			
		477,200	534,900	534,900			
		477,600	535,700	535,700			
		478,200	536,600	536,600			
		478,800	537,500	537,500			
		479,300	538,400	538,400			
		479,900	539,200	539,200			
		480,400	540,100	540,100			
		480,900	541,000	541,000			
		481,400	541,900	541,900			
		479,900	542,700	542,700			
		481,800	543,500	543,500			
		482,400	544,400	544,400			
		483,000	545,300	545,300			
		482,800	546,100	546,100			
		483,300	547,000	547,000			
		483,800	547,900	547,900			
		484,400	548,800	548,800			
		485,000	549,700	549,700			
		485,400	550,600	550,600			
		485,900	551,500	551,500			
		486,500	552,400	552,400			
		487,100	553,300	553,300			
		487,600	554,200	554,200			
		488,100	555,100	555,100			
		488,500	556,000	556,000			
		489,000	556,900	556,900			
		489,500	557,800	557,800			
		490,000	558,700	558,700			
		490,700	559,600	559,600			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。



八 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職階 の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	183,500 円	211,000 円	253,600 円	272,400 円	293,800 円	332,800 円	376,100 円
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,600	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,000
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					



別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の番号	俸給月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500	
2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100	
3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500	
4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900	
5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800	
6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300	
7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600	
8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100	
9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500	
10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100	
11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700	
12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300	
13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600	
14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900	
15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100	
16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400	
17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200	
18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100	
19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000	
20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800	
21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600	
22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400	
23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200	
24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000	
25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600	
26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100	
27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600	
28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100	
29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600	
30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900	
31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200	
32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400	
33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600	
34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900	
35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200	
36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400	

129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600		77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300
38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400		78	254,800	317,400	342,400	387,100	
39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200		79	255,700	318,000	342,900	387,600	
40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000		80	256,300	318,600	343,300	388,200	
41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600		81	257,000	318,900	343,500	388,700	
42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300		82	257,500	319,200	343,800	389,100	
43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000		83	258,100	319,800	344,300	389,500	
44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700		84	258,700	320,100	344,700	389,900	
45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500		85	259,300	320,400	345,000	390,100	
46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300		86	260,100	320,700	345,300	390,300	
47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700		87	260,800	321,000	345,800	390,600	
48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400		88	261,500	321,300	346,200	390,900	
49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900		89	262,000	321,700	346,500	391,100	
50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300		90	262,800	322,100	346,900	391,400	
51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700		91	263,600	322,400	347,300	391,700	
52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100		92	264,300	322,600	347,500	391,900	
53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500		93	264,700	323,100	347,800	392,100	
54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900		94	265,200	323,500			
55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300		95	265,700	323,700			
56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600		96	266,400	324,100			
57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900		97	267,100	324,500			
58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300		98	267,800	324,900			
59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600		99	268,500	325,300			
60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900		100	269,200	325,600			
61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200		101	269,600	325,800			
62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300			102	270,100	326,100			
63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600			103	270,500	326,400			
64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900			104	270,900	326,700			
65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200			105	271,100	327,100			
66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500			106	271,300	327,300			
67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800			107	271,600	327,600			
68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100			108	271,900	328,000			
69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300			109	272,200	328,400			
70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600			110	272,500	328,700			
71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900			111	272,800	329,100			
72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100			112	273,000	329,400			
73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300			113	273,300	329,700			
74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600			114	273,600	330,100			
75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900			115	273,900	330,400			
76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100			116	274,300	330,600			
								117	274,600	330,800			

別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)

職員の区分	職務の番号	俸給月額			
		1級	2級	3級	4級
定年 任用 短時 勤務	1	332,900 円	430,900 円	482,900 円	617,500 円
	2	334,900	435,300	488,500	654,100
	3	336,800	439,300	494,000	690,700
	4	338,600	443,200	499,400	
	5	340,400	446,900	504,700	
	6	342,300	450,700	509,900	
	7	344,100	454,000	515,000	
	8	345,900	457,300	519,700	
	9	347,800	460,600	523,100	
	10	349,600	463,900	525,900	
	11	351,400	466,800	528,700	
	12	353,300	469,500	531,200	
13	355,200	471,900	533,300		
14	357,000	474,200	535,300		
15	358,800	476,100	537,000		
16	360,600	477,800	538,800		
17	362,200	479,100	540,400		
18	364,000	480,400	541,800		
19	365,700	481,300	542,800		
20	367,400	482,200	544,000		
21	369,200	483,000	544,900		
22	371,100	483,800			
23	372,900	484,000			
24	374,700				
25	376,200				
26	377,900				
27	379,700				
28	381,400				
29	382,800				
30	384,400				
31	386,100				
32	387,600				
33	389,300				
34	390,600				
35	391,900				
36	393,200				
37	394,500				
38	395,600				

118	274,900	331,100				
119	275,300	331,500				
120	275,700	331,900				
121	275,900	332,100				
122	276,100					
123	276,500					
124	276,800					
125	277,000					
126	277,300					
127	277,700					
128	278,100					
129	278,300					
130	278,700					
131	279,100					
132	279,400					
133	279,600					
134	279,900					
135	280,300					
136	280,600					
137	280,800					
138	281,100					
139	281,400					
140	281,700					
141	281,900					
142	282,100					
143	282,300					
144	282,600					
145	283,000					
146	283,200					
147	283,500					
148	283,800					
149	284,100					
150	284,300					
151	284,600					
152	284,800					
153	285,100					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、  
 入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適  
 用する。



第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

第九条の二第四項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十二条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の下に「に限る。」を加える。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十六条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十七条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第十九条の三第一項中「及び第四項」を削り、「並びに第八条」を「及び第八条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十九条の四第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・

五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同号ロ中「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十一」を「百分の五十八・七五」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「（第三項及び第

八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条第三項中「この条」を「この項」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」の下に

「第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、「（次項において「単位期間」という。）を削り、「なるように」の下に「第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同条第四項を削る。

第八条中「若しくは第四項」を削り、「から第四項まで」を「若しくは第三項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第六条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

第九条及び第十条中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

第十一条中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第三項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十二条中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

第二十条第一項中「配偶者等」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）

の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		402,000
2		461,000
3		522,000
4		603,000
5		701,000
6		800,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		336,000
2		371,000
3		398,000

第七条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第五条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二」に改める。

第八条第三項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

第六条 一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		380,000
2		427,000
3		477,000
4		539,000
5		615,000
6		718,000
7		839,000

第八条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第七条 一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中一般職の職員)の給与に関する法律(以下この条及び附則第三条において「給与法」という。)(第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。)(第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定 令和六年四月一日
- 二 第二条(前号に掲げる改正規定を除く。)(第三条及び第五条(同号に掲げる改正規定を除く。)(の規定並びに附則第六条の規定 令和七年四月一日

2 第一条の規定(給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)(による改正後の給与法(次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。)(の規定、第四条の規定(任期付研究員法第七条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)(による改正後の任期付研究員法(附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。)(の規定及び第六条の規定(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。)(第八条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)(による改正後の任期付職員法(次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。)(の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額)の切替え

第二条 令和五年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付職員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（地方自治法等の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「単身赴任手当」の下に、「在宅勤務等手当」を加える。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項
  - 二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条
  - 三 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第二項
  - 四 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第五項
- （国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第六条 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表第六条第三項の項中「次項」を「定める期間」に、「以下この条」を「定める期間（以下この項において「単位期間」という。）」に改め、同表第六条第四項の項を削る。

## 特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五 年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措 置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百十九万九千円」を「百二十万三千円」に改め、同項第二号中「百十七万五千円」を「百十七万八千円」に改め、同項第三号中「百十七万五千円又は百三万五千円」を「百十七万八千円又は百三万八千円」に改め、同条第三項中「百四十六万六千円、百四十七万六千円」を「百四十七万円、百四十一万円」に、「七十六万千円」を「七十六万三千円」に改める。

第四条第二項中「同条」を「同条ただし書」に、「三万四千二百円」を「三万四千三百円」に、「六万七千円」を「六万七千三百円」に改める。

第七条の二ただし書中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

附則第二項中「八十九万六千円」を「八十九万九千円」に改める。

別表第一俸給月額欄中「二、〇一〇、〇〇〇円」を「二、〇一六、〇〇〇円」に、「二、四六六、〇〇〇円」を「二、四七〇、〇〇〇円」に、「二、四〇六、〇〇〇円」を「二、四一〇、〇〇〇円」に、「二、一九九、〇〇〇円」を「二、二〇三、〇〇〇円」に、「二、一七五、〇〇〇円」を「二、一七八、〇〇〇円」に、「二、〇三五、〇〇〇円」を「二、〇三八、〇〇〇円」に、「九一三、〇〇〇円」を「九一六、〇〇〇円」に、「一七八、〇〇〇円」を「一七九、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額欄中「二、一七五、〇〇〇円」を「二、一七八、〇〇〇円」に、「二、〇三五、〇〇〇円」を「二、〇三八、〇〇〇円」に、「九一三、〇〇〇円」を「九一六、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額欄中「五八六、二〇〇円」を「五八七、六〇〇円」に、「五五五、五〇〇円」を「五五六、九〇〇円」に、「五二五、五〇〇円」を「五二六、九〇〇円」に、「四九三、九〇〇円」を「四九五、三〇〇円」に、「四六三、四〇〇円」を「四六四、七〇〇円」に、「四三六、〇〇〇円」を「四三七、三〇〇円」に、「四〇〇、七〇〇円」を「四〇二、〇〇〇円」に、「三六二、二〇〇円」を「三六三、五〇〇円」に、「三二六、四〇〇円」を「三二七、七〇〇円」に、「二九五、二〇〇円」を「二九六、五〇〇円」に、「二七三、三〇〇円」を「二七四、六〇〇円」に、「二六五、二〇〇円」を「二六八、一〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員に給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(令和四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百七万五千円」を「百七万八千円」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員に給与に関する法律(以下「給与法」という。))第七条の二ただし書の改

正規定を除く。次条及び附則第三条において同じ。)による改正後の給与法(次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。)及び第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第三条において「改正後の臨時措置法」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(特定の秘書官の俸給月額の切替え)

第二条 令和五年四月一日(以下この条において「切替日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の給与法附則第二項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の切替日における俸給月額は、改正後の給与法第三条第一項及び第四項並びに附則第二項の規定にかかわらず、改正後の給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え八十九万九千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与法又は改正後の臨時措置法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法又は第三条の規定による改正前の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の臨時措置法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。